

秦野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

1 計画（素案）骨子について

<p>秦野市子ども・子育て支援事業計画 （素案） 【平成27年度～平成31年度】</p>	<p>概要</p>
<p>第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要</p>	
<p>1 子ども・子育て支援事業計画とは (1) 計画の背景 (2) 計画の位置づけと目的 (3) 計画の期間 (4) 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての記載事項 2 子ども・子育て支援新制度 (1) 主なポイント (2) 事業の体系 (3) 子どものための教育・保育給付 (4) 地域子ども・子育て支援事業 (5) 保育の必要性の認定について</p>	<p>1 子ども・子育て支援事業計画の位置づけや計画期間、記載事項 2 子ども・子育て支援制度の概要</p>
<p>第2章 秦野市の子育ての現状</p>	
<p>1 子育ての現状 (1) 総人口と年少人口の推移 (2) 出生の動向 (3) 女性の社会進出と育児の課題 (4) 就学前児童の保育等の状況の変化 2 子育て環境へのニーズ (1) 子ども・子育て支援新制度施行事前調査 (2) 市立幼稚園のあり方を検討するための保護者アンケート 3 母子保健関係の現状 (1) 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援 (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり (3) 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援</p>	<p>1 最新の統計・事前調査結果などから、秦野市の子ども・子育てを取りまく環境を記載 2 子ども・子育てに関連する母子保健関係の現状</p>

<p>秦野市子ども・子育て支援事業計画 (素案) 【平成27年度～平成31年度】</p>	<p>概要</p>
<p>(4) 豊かな人間性を育むための思春期教育の充実</p>	
<p>第3章 計画の基本的考え方</p>	
<p>1 計画の基本理念 2 計画の基本方針 3 基本目標 4 教育・保育提供区域の設定</p>	<p>1 基本理念、基本方針等の枠組みは、原則的に現行の次世代育成支援計画を継承 2 教育・保育の提供区域の設定</p>
<p>第4章 子ども・子育て支援施策</p>	
<p>1 教育・保育の提供体制 2 地域子ども・子育て支援事業 (1) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ) (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健診事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業) (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業 3 その他の事業 (1) 産後の休業および育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (2) 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する神奈川県との連携 (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携</p>	<p>1 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により計画の必須記載事項である、各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載 2 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により計画の必須記載事項である、各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載 3 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により任意記載事項である事業の概要と本市の支援策を記載</p>

秦野市子ども・子育て支援事業計画 (素案) 【平成27年度～平成31年度】	概要
第5章 市独自の支援策	
1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援 (1) 取組みの方向性 (2) 具体的支援策 2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり (1) 取組みの方向性 (2) 具体的支援策 3 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援 (1) 取組みの方向性 (2) 具体的支援策 4 豊かな人間性を育むための教育の充実 (1) 取組みの方向性 (2) 具体的支援策	現行の「秦野市次世代育成支援計画(後期計画)」から引き継ぐ市独自の支援策で母子保健事業の概要と支援策を記載
第6章 計画の推進に向けて	
1 計画の進捗状況の把握 2 計画の見直し	計画の推進体制と見直しについて記載

2 意見照会期間

市民からの意見聴取は、平成26年11月15日(土)から12月15日(月)まで行います。

3 今後の予定

平成26年11月 事業計画素案について県と第1回法定協議

平成27年 1月 意見聴取を踏まえ、計画修正案の作成

1月 子ども・子育て会議

2月 県との第2回法定協議

3月 事業計画の確定、神奈川県へ報告・公表

4月 子ども・子育て新制度の施行

秦野市子ども・子育て支援事業計画（素案）

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
1 子ども・子育て支援事業計画とは.....	1
(1) 計画の背景.....	1
(2) 計画の位置づけと目的.....	2
(3) 計画の期間.....	3
(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての記載事項.....	3
2 子ども・子育て支援新制度.....	4
(1) 主なポイント.....	4
(2) 事業の体系.....	5
(3) 子どものための教育・保育給付.....	6
(4) 地域子ども・子育て支援事業.....	7
(5) 保育の必要性の認定について.....	8
第2章 秦野市の子育ての現状	9
1 子育ての現状.....	9
(1) 総人口と年少人口の推移.....	9
(2) 出生の動向.....	10
(3) 女性の社会進出と育児の課題.....	11
(4) 就学前児童の保育等の状況の変化.....	12
2 子育て環境への二一ズ.....	13
(1) 子ども・子育て支援新制度施行事前調査.....	13
(2) 市立幼稚園のあり方を検討するための保護者アンケート.....	23
3 母子保健関係の現状.....	24
(1) 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援.....	24
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり.....	25
(3) 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援.....	26
(4) 豊かな人間性を育むための思春期教育の充実.....	27
第3章 計画の基本的考え方	28
1 計画の基本理念.....	28
2 計画の基本方針.....	28
3 基本目標.....	29
4 教育・保育提供区域の設定.....	29
第4章 子ども・子育て支援施策	30
1 教育・保育の提供体制.....	30
2 地域子ども・子育て支援事業.....	32
(1) 利用者支援事業（保育コンサルジュ）.....	32
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	32
(3) 妊婦健診事業.....	33
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）.....	33
(5) 養育支援訪問事業.....	34
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	34
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	34
(8) 一時預かり事業.....	35
(9) 延長保育事業.....	36
(10) 病児・病後児保育事業.....	36
(11) 放課後児童健全育成事業.....	37
3 その他の事業.....	38
(1) 産後の休業及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	38
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携.....	38

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	41
第5章 市独自の支援策	42
1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援	43
(1) 取組みの方向性	43
(2) 具体的支援策	44
2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	45
(1) 取組みの方向性	45
(2) 具体的支援策	46
3 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援	47
(1) 取組の方向性	47
(2) 具体的支援策	48
4 豊かな人間性を育むための教育の充実	49
(1) 取組みの方向性	49
(2) 具体的支援策	49
第6章 計画の推進に向けて	50
1 計画の進捗状況の把握	50
2 計画の見直し	50

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

近年の少子化や女性の社会進出、地域の連携の希薄化といった課題を解決し、子育てのしやすい社会づくりに向け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律を含む、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法等の一部改正法）に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年度から本格スタートするにあたり、保育の量的拡大・確保、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援の充実を図るため市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援事業計画は、本市が地域のニーズに基づき計画を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画です。

本市では、子どもを安心して産み育てていけるよう、様々な支援を行うこととして、これまでの次世代育成支援計画、母子保健計画などを含め、妊産婦から小学生までの子育てに関する総合的な計画として策定します。

(1) 計画の背景

本市では、平成11年3月に「秦野子ども・子育て計画」、平成14年4月に「はだの健やか親子21」、平成17年3月に「秦野市次世代育成支援計画」、平成22年3月「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきました。

こうした取り組みによって、合計特殊出生率の増加がみられますが、出生数は年々減少の一途をたどっています。

また、女性の社会進出に伴い育児世代の女性が労働力として求められており、子育てと就労の両立や地域ぐるみでの子育てをしやすい環境づくりを進めることが、社会的な課題となっています。

このような現況や課題を整理して、子育て支援の目標を検討し、施策の方向性を取りまとめました。

(2) 計画の位置づけと目的

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき策定するもので、すべての子どもの良質な子育て環境を保障し、社会全体で子育て家庭を支援することを目的としています。

これまで取組みを進めてきた「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」の基本的な考え方を継承し、「秦野市総合計画HADANO2020プラン」を上位計画として、保健・医療、教育、福祉等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。

本市では、妊娠初期から出産、子育てを経て、子どもが思春期を終えるまで、親子の切れ目のない支援を行うことが重要だという考えに基づき、子ども・子育て3法に基づく子ども・子育て支援事業と、母子保健計画、はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）に基づく事業を一体のものとして計画し、秦野市子ども・子育て支援事業計画として策定します。

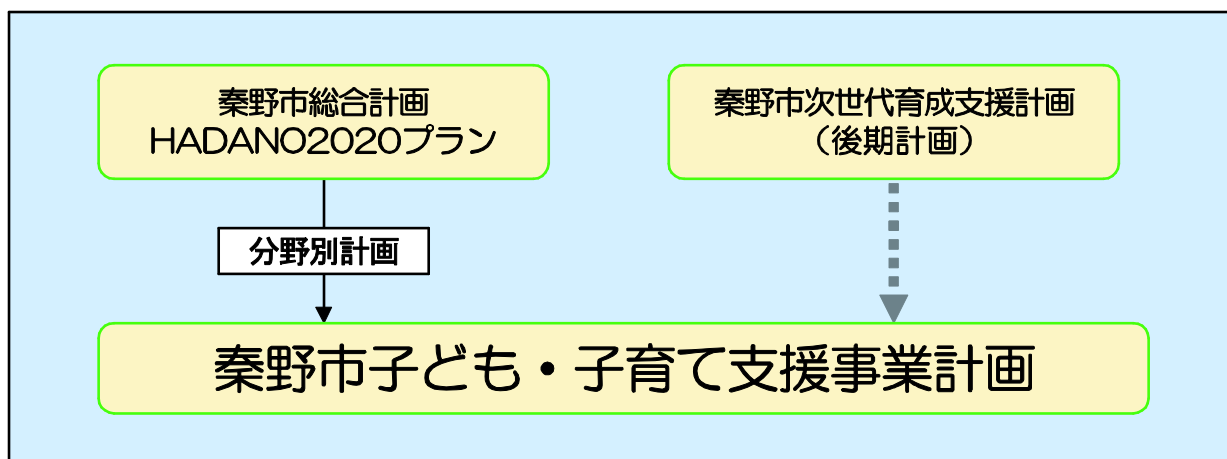
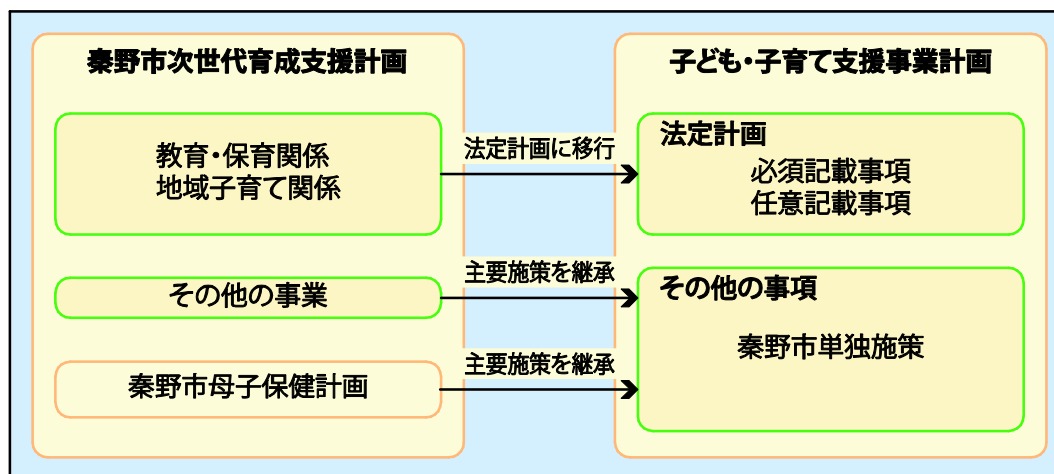


図 1-1 計画の位置づけ



※「母子保健計画」は、平成17年度から次世代育成支援計画の一部に位置づけられました。

図 1-2 次世代育成支援計画と子ども・子育て支援事業計画の関係

(3) 計画の期間

子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としており、中期的な視点でより良い子育て支援を具体的に進めていく計画です。

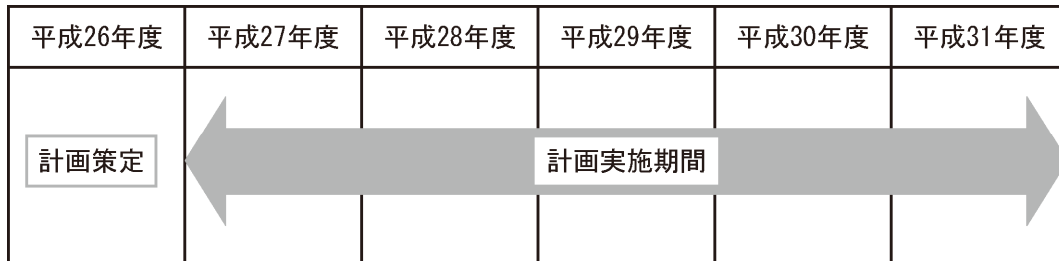


図 1-3 計画の対象期間

(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての記載事項

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

必須記載事項（子ども・子育て支援法 基本指針 別表第一より）	
1	教育・保育提供区域の設定
2	各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
任意記載事項（子ども・子育て支援法 基本指針 別表第四より）	
1	市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
6	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
7	市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2 子ども・子育て支援新制度

(1) 主なポイント

子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法等の一部改正法）に基づき、平成27年度から始まる新しい制度です。この新制度では、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及促進」、「地域子ども・子育て支援の充実」を主なポイントとしています。

1 「保育の量的拡大・確保」に向けて	<p>保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしつみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を目指します。</p> <p>また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」を確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとしています。</p>
2 「認定こども園の普及促進」に向けて	<p>幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。</p> <p>具体的には、4種類ある認定こども園*のうち、「幼保連携型認定こども園」については、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められました。</p> <p>また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を促進することとしています。</p>
3 「地域子ども・子育て支援の充実」に向けて	<p>地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図ることとしています。</p> <p>また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できるしくみづくりを目指しています。</p>

※ 認定こども園には、次の4種類があります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 事業の体系

新制度では就学前の子どもの教育・保育を保障するために、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されます。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実として、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

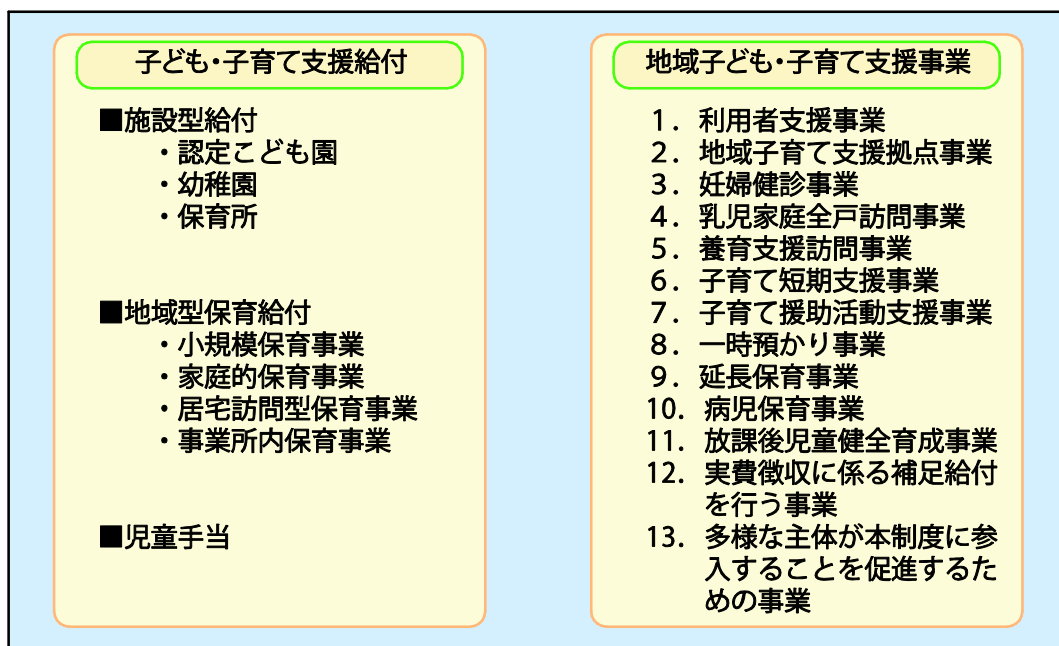


図 1-4 新制度の事業の体系

(3) 子どものための教育・保育給付

① 施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設です。市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います（法定代理受領）。

認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 0歳から小学校就学前の子どもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設。 満3歳から小学校就学前の保育を必要としない子どもが対象。
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者によって保育する施設。 0歳から小学校就学前の保育を必要とする子どもが対象。

② 地域型保育給付

地域型保育給付は、都市部における待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。定員19人以下の少人数の単位で、待機児童が多い0～2歳の子どもを預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育（保育ママ）事業	家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育てのニーズにもとづいて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

本市では「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」で実施してきた子育て施策の中で、ニーズの高い取組みについて、新制度の事業との整合を図りながら、充実した地域の子ども・子育て支援サービスを提供します。

表 1-1 地域子ども・子育て支援事業で実施する事業

地域子ども・子育て支援事業名 (括弧内は本市での事業名)	内 容
利用者支援事業 (保育コンサルジュ) 【保育課】	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。
地域子育て支援拠点事業 (ほけっと21) 【保育課】	親や子ども同士が自然にふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる。
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費用助成事業) 【健康子育て課】	妊婦の健康管理を図るため、妊娠中14回の健診について助成を行う。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) 【健康子育て課】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る。
養育支援訪問事業 【健康子育て課】	継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【保育課】	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(支援会員)が集まって、お互いに助け合う。(3か月以上～小学校6年生まで)
一時預かり事業 (市立幼稚園預かり保育) (保育所一時預かり) 【教育総務課・保育課】	《幼稚園(市立幼稚園預かり保育)》 在園児の保護者が就労などにより、正規の教育時間終了後に園児の保育することが困難な場合に、園児を預かり、保育する。 《保育所(一時預かり)》 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応する。
延長保育事業 【保育課】	保育所開所時間の11時間を超えて保育を行う事業
病児保育事業 (病後児保育事業) 【保育課】	病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業
放課後児童健全育成事業 (放課後児童ホーム) 【保育課】	放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供する。

(5) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない子どもです。

表 1-2 給付のための認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望される方	私立幼稚園、市立幼稚園（4歳以上）、認定こども園（市立認定こども園は4歳以上）
2号認定	子どもが満3歳以上で、保護者の就労・病気などの理由で、保育所等での保育を必要とする方	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の就労・病気などの理由で保育所等での保育を必要とする方	保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育など)

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間などにより「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

表 1-3 保育の必要性の認定基準（概要）

保育を必要とする事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</p> <p>②就労以外の事由 妊娠、産後、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの恐れなど</p>
保育の必要量に応じた区分	<p>①保育標準時間（11時間） 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用</p> <p>②保育短時間（8時間） 主にパートタイムを想定した短時間利用</p>

第2章 秦野市の子育ての現状

1 子育ての現状

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の総人口は169,326人（平成26年1月1日現在）で、平成12年以降ほぼ横ばいで推移しています。また人口推計では、計画期間の平成32年までの総人口は、ほぼ横ばいと予測されています。

年齢階層別では、年少人口（0歳～14歳人口）の割合が平成26年の推計値においてやや増加していますが、平成20年から平成25年は横ばいでした。長期的な傾向では、平成15年の13.7%（23,048人）から、本計画の目標年次である平成31年度（グラフの平成32年）の11.1%（18,716人）まで、4,332人の減少が予測されています。

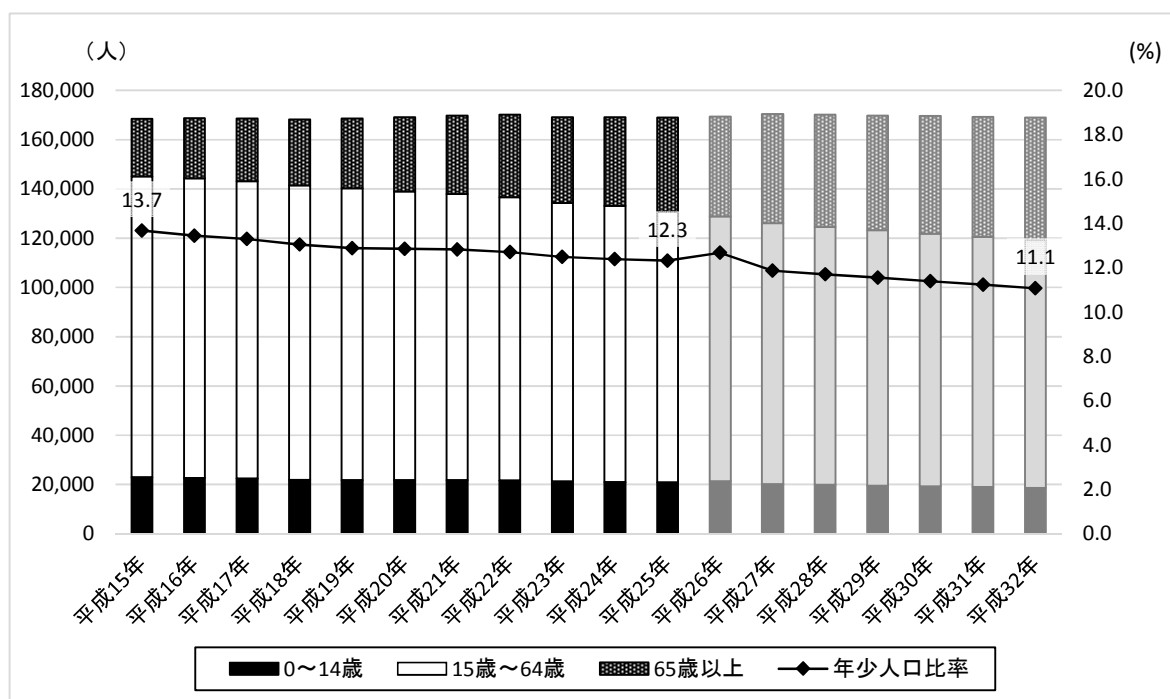


図 2-1 秦野市の年齢階層別人口

表 2-1 秦野市の年齢層別人口

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
0～14歳	21,244	21,073	20,949	21,474	20,228	19,926	19,623	19,321	19,018	18,716
15歳～64歳	113,117	111,990	109,864	107,354	105,791	104,714	103,637	102,561	101,484	100,407
65歳以上	34,696	36,010	38,100	40,498	44,443	45,512	46,581	47,649	48,718	49,787
年少人口比率	12.5%	12.4%	12.3%	12.7%	11.9%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%	11.1%
年齢不詳	1,012	1,012	1,012	-	-	-	-	-	-	-
計	170,069	170,085	169,925	169,326	170,462	170,152	169,841	169,531	169,220	168,910

※ 平成25年までは「統計はだの」（各年1月1日現在）

平成26年は、住民基本台帳に基づく人口割合からの推計値（1月1日現在）

平成27年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による

(2) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向にあり、平成24年において約1,200人となっています。また、合計特殊出生率は平成17年には1.01にまで低下しましたが、近年は1.2人台まで回復しています。

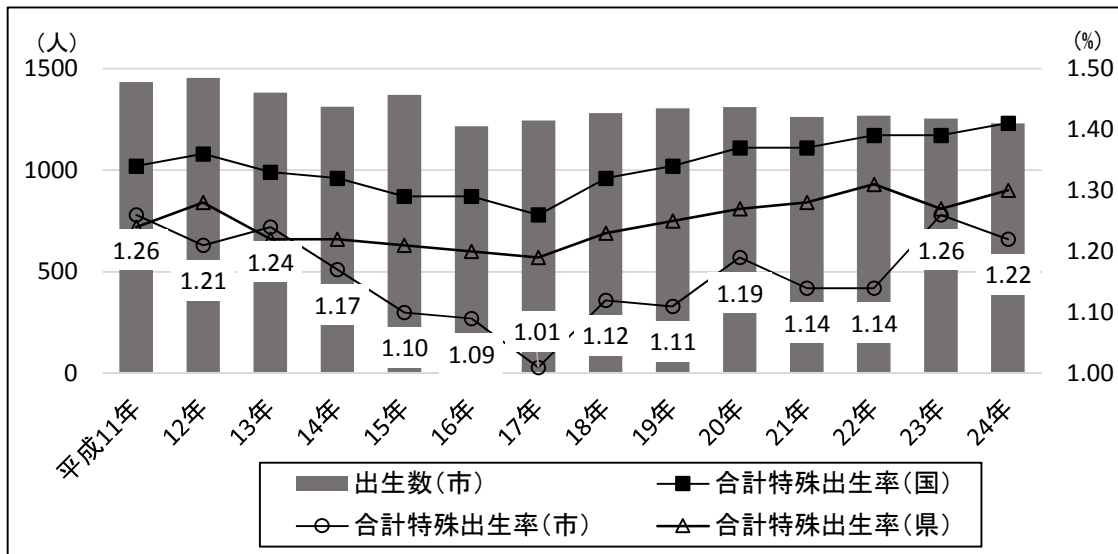
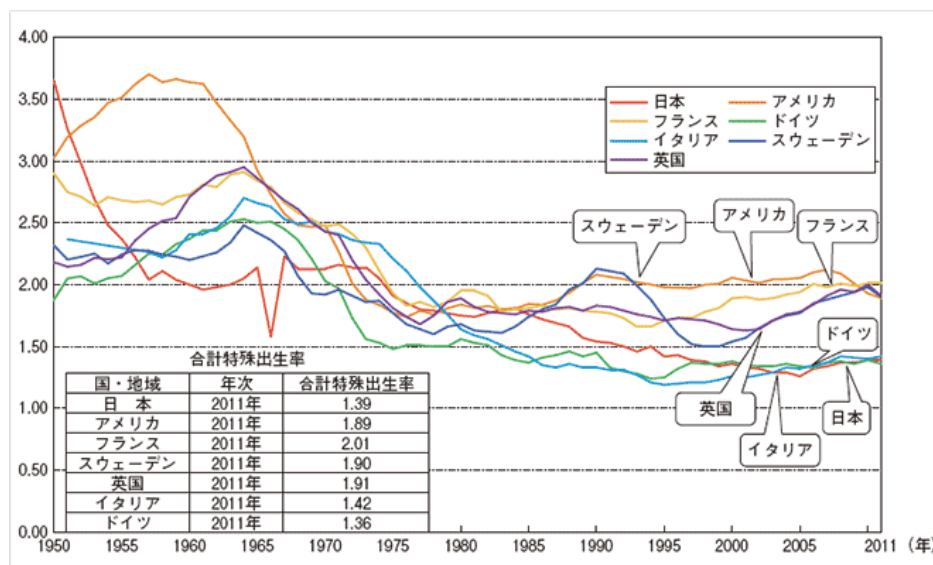


図 2-2 出生数と合計特殊出生率

コラム：合計特殊出生率とは

合計特殊出生率は15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

諸外国と比較すると、フランスやスウェーデンでは、出生率が1.6台まで低下した後、2.0台まで回復しました。フランスは家族政策として、1990年代以降家族手当等の経済的支援から保育の充実へシフトし、その後出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められています。



(出典：平成25年版少子化社会対策白書、内閣府)

(3) 女性の社会進出と育児の課題

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就く事を反映しているためです。

本市の女性の労働力率について、5歳階級別に平成12年と平成22年を比較すると、特に、20歳から34歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20歳代後半から30歳代の女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。

また、祖母である世代（おおむね50歳代以上）の就業率も高まっており、以前に比べ、子育ての経験のある親族（祖母等）から育児などのサポートを受けたり、経験や知識を教わったりする機会の減少につながっているということが伺われます。

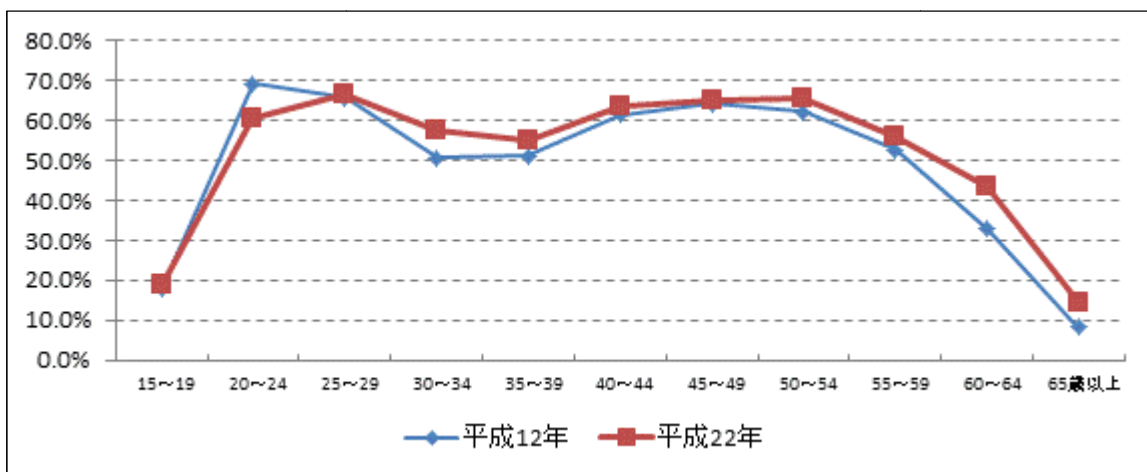
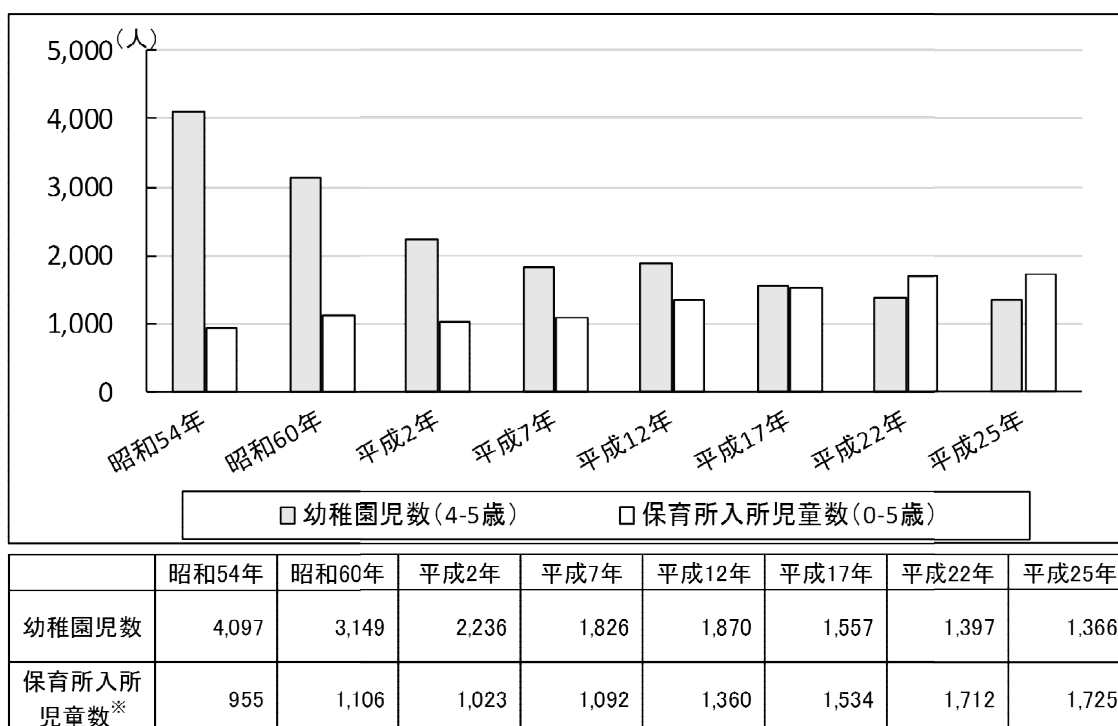


図 2-3 女性の年齢別労働力率の推移（出典：総務省統計局「国勢調査報告書」）

(4) 就学前児童の保育等の状況の変化

本市の就学前児童の保育は、市立幼稚園が昭和40年代の人口増加に伴い増設され、昭和58年には14園となりました。しかし、少子化や保育所ニーズの高まりにより、市立幼稚園の園児数（4～5歳）は昭和54年のピーク時の4,097人から、平成25年には1,366人に減少しました。一方で、保育所の入所数は、昭和54年に955人であったのに対し、平成25年には1,725人と増え、保護者のニーズの多くは、市立幼稚園から、保育所に移行している状況です（図 2-4）。平成24年度末、25年度末の保育所の待機児童数は、表 2-2のとおりです。



※：市内の保育所に通う市内在住の子どもの数

図 2-4 幼稚園児数・保育所入所児童数の推移

表 2-2 秦野市内 保育所在籍数及び待機児童数（人）

		0歳	1-2歳	3-5歳	合計
平成25年3月	在籍数	218	588	1,134	1,940
	待機児童数	28	24	25	77
平成26年3月	在籍数	233	591	1,135	1,959
	待機児童数	37	39	22	98

2 子育て環境へのニーズ

(1) 子ども・子育て支援新制度施行事前調査

本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、平成25年に子ども・子育て支援新制度施行事前調査として、未就学児のいる全てのご家庭に、子育ての実態やご意見をお聞きしました。

① 子育て環境について

お子さんを見てもらえる親族・知人について、“緊急時に祖父母等の親族に”と回答した保護者が多く（図 2-5）、また、祖父母等の負担に心配はないと回答している割合が高い傾向がみられており（図 2-6）、本市の子育て環境については、比較的親類との連携が図られていることが伺えます。

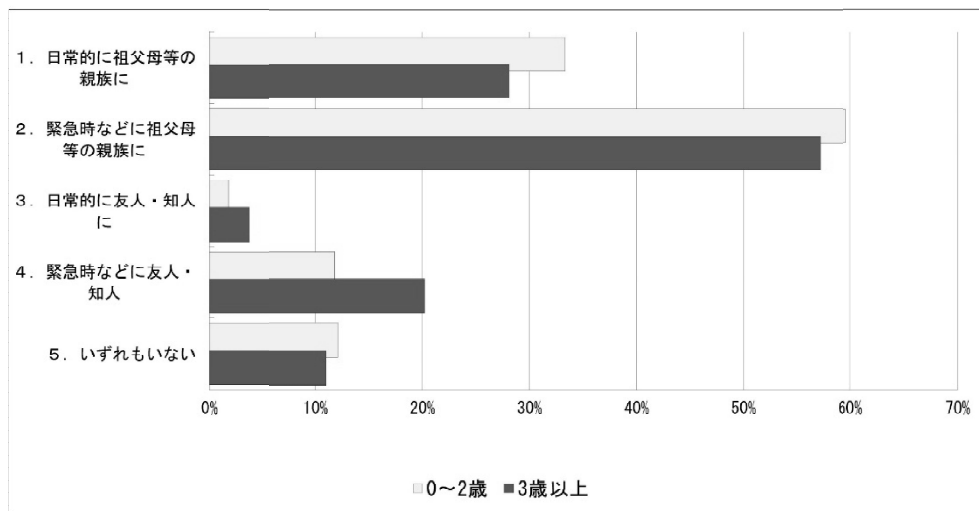


図 2-5 お子さんを見てもらえる親族・知人

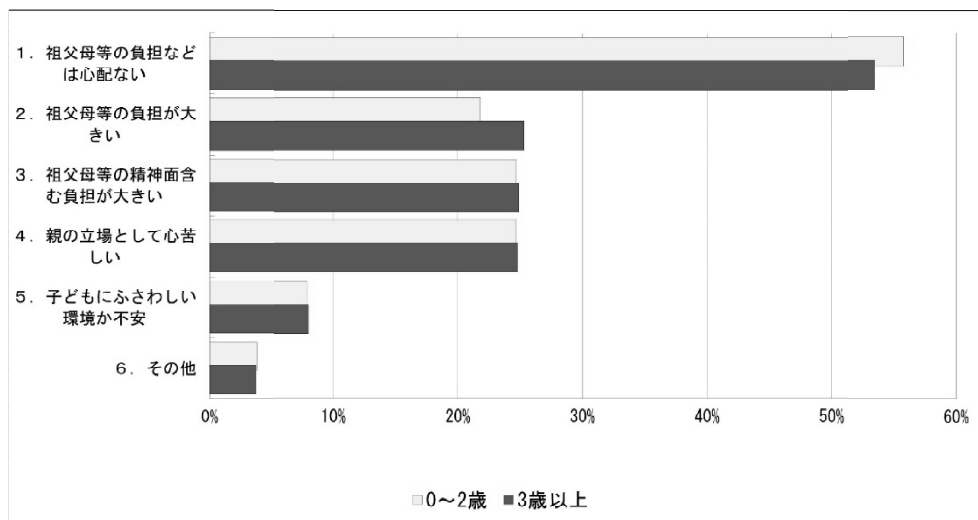


図 2-6 日常的に及び緊急時に祖父母等の親族にと回答した人の状況について

② 母親の就労状況と今後の就労希望について

市内の母親の現在の就労状況は、0～2歳児・3歳児以上ともに就労していない割合が多く（図 2-7）、また、現在パートやアルバイトで勤務している母親のうち、フルタイムへの転換を希望する割合は3割程度でした（図 2-8）。これに加えて、以前就労していたが、現在就労していない母親の就労の希望は、「1年より先に就労したい」という回答が多く（図 2-9）、その希望就労形態は、パートやアルバイトを選ぶ割合が多い結果となりました（図 2-10）。

こうしたことから、本市の母親の就労の意向としては、就労を中心とせず、子どもの育ちや、ワークライフバランスを重視した働き方を希望する割合が多いことが伺えます。

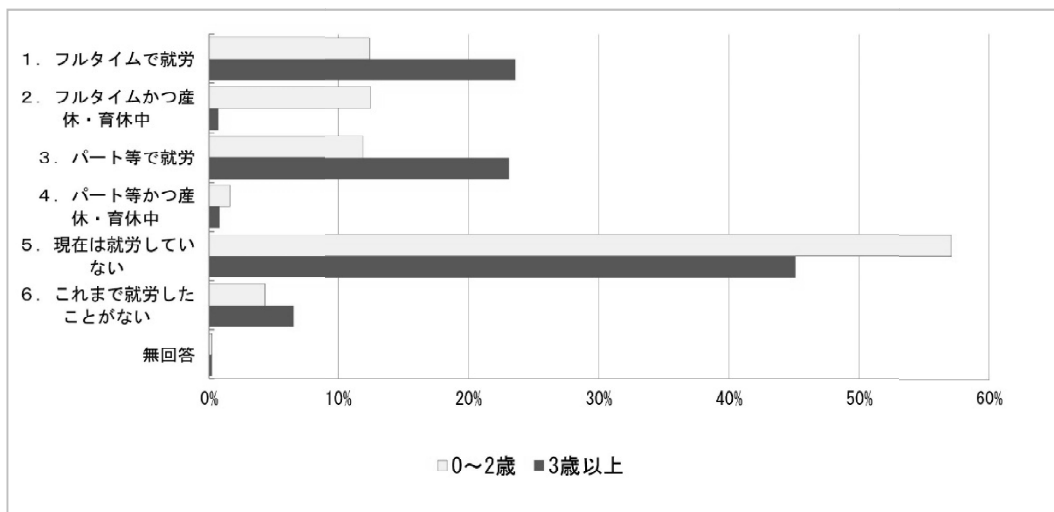


図 2-7 母親の就労状況について

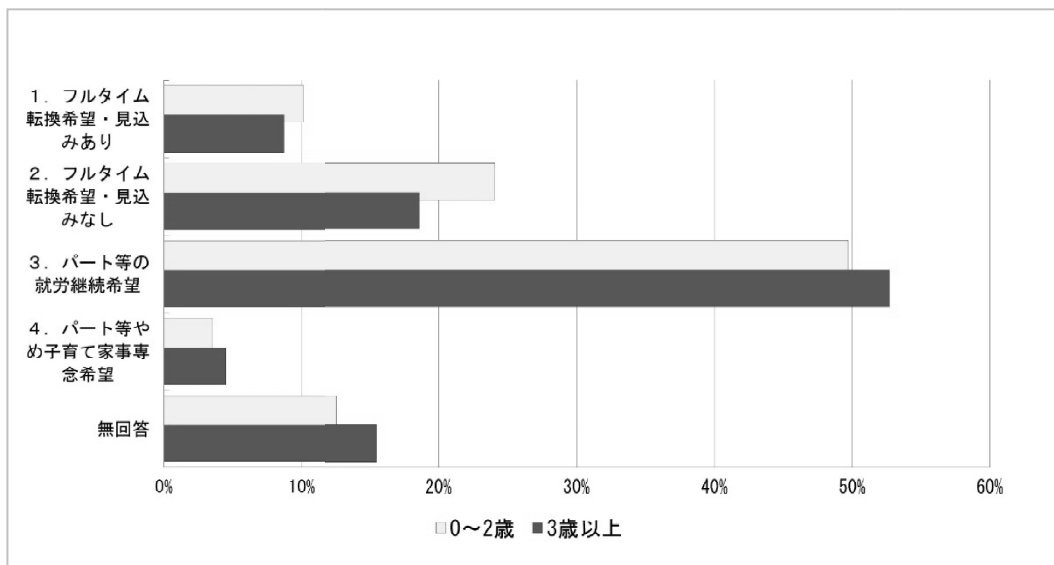


図 2-8 パート就労中の母親のフルタイムへの転換希望について

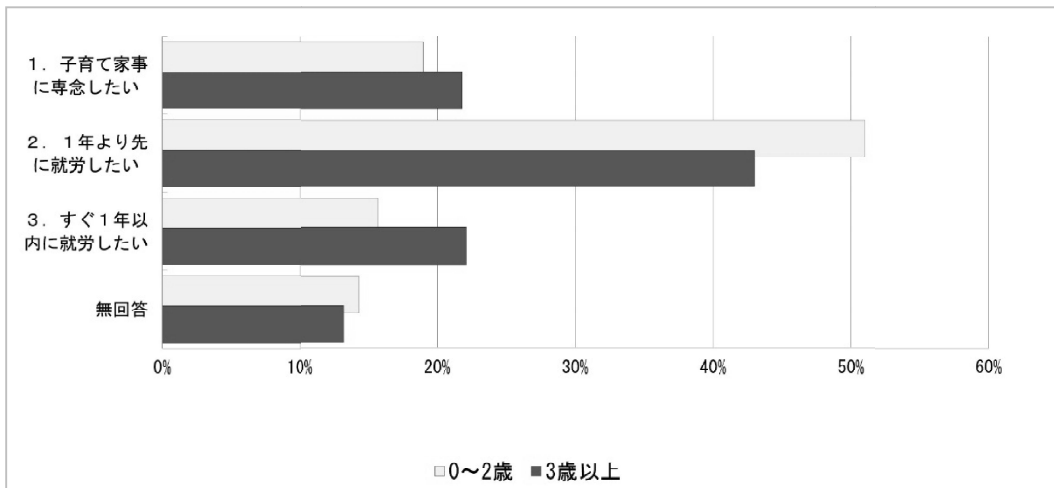


図 2-9 以前就労していたが現在就労していない・就労したことがない母親の就労希望

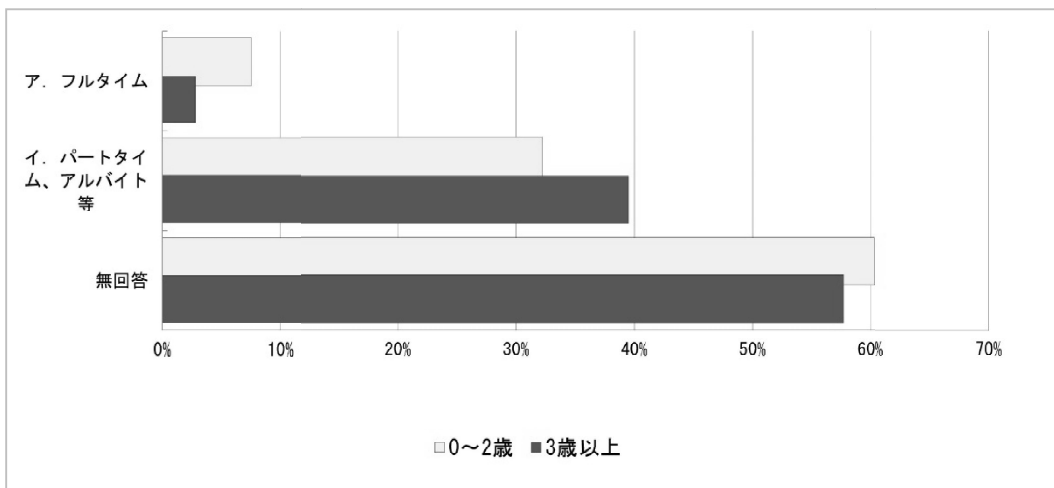


図 2-10 以前就労していたが現在就労していない・就労したことがない母親の希望する就労形態

③ 地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用

地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、情報共有などを行ったりする場）の現状では、利用していない回答者が6割を超え、利用率が低いことが明らかになりました。ただし、年齢別に比較すると、0～2歳の利用が3歳の約3倍あり、0～2歳の子どもを持つ回答者の利用割合が高いことや（図 2-1 1）、今後の利用希望についても、0～2歳の子どもを持つ回答者の「今後利用したい」割合が約3割と高く、0～2歳代の子どもを持つ回答者の地域子育て支援拠点事業のニーズが高いことがわかります（図 2-1 2）。

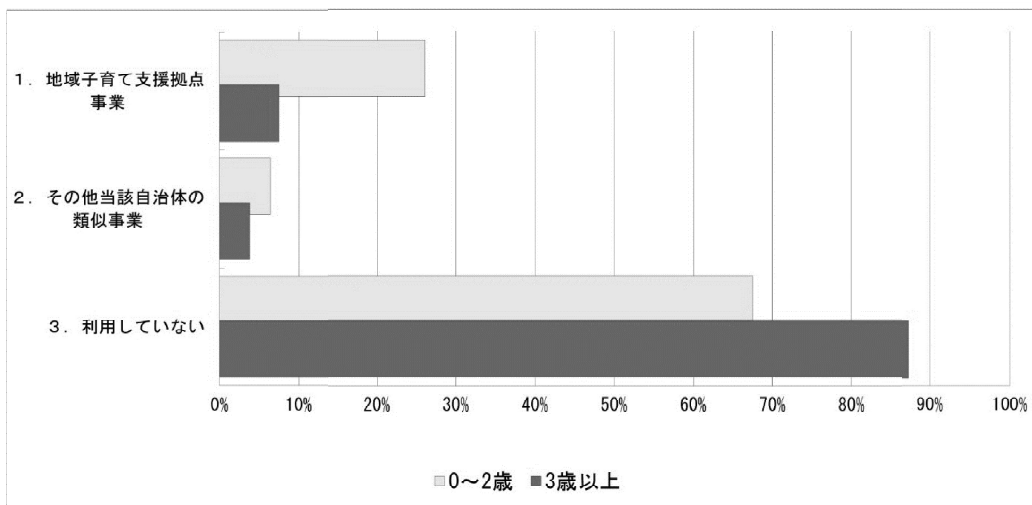


図 2-1 1 地域子育て支援拠点事業の利用割合

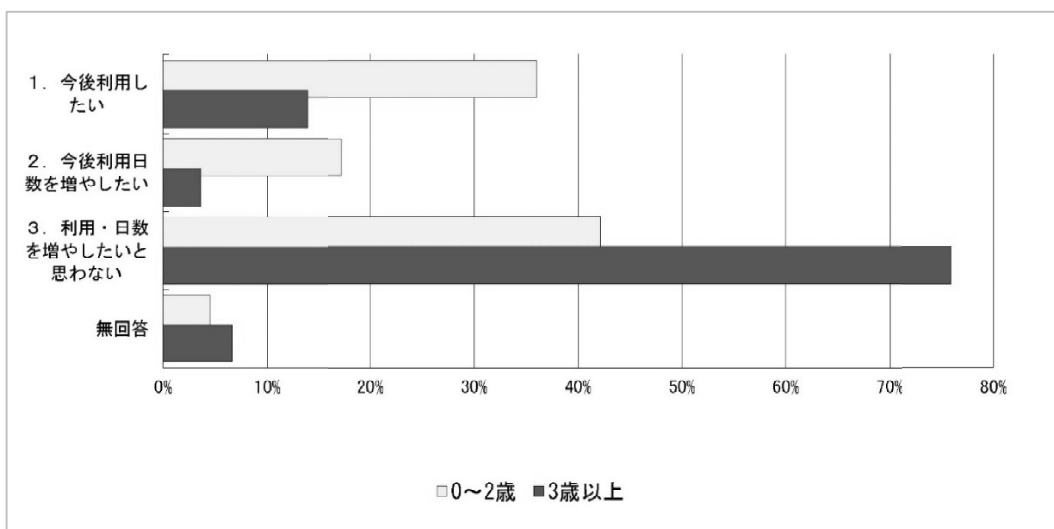


図 2-1 2 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

④ 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

日曜・祝日の定期的な保育事業の利用については、0～2歳・3歳以上ともに、「利用する必要はない」と回答した割合が7割を超え、「月に1～2回は利用したい」は2割以下でした（図 2-13）。

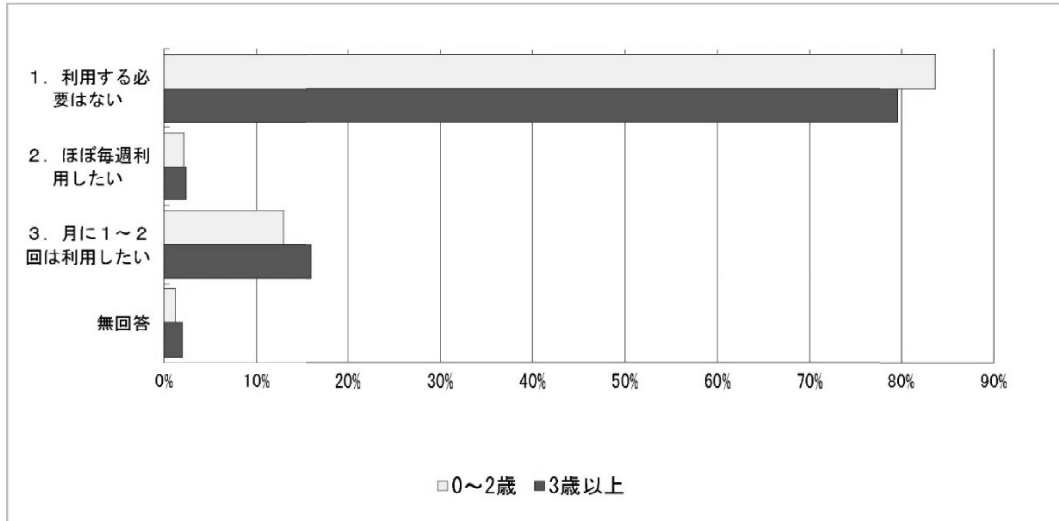


図 2-13 日曜・祝日の定期的教育・保育事業の利用希望

⑤ 長期休暇中の幼稚園の利用について

幼稚園の長期休暇中(夏休み・冬休み)の教育・保育の事業の利用の希望については、3歳以上の子どもをもつ回答者の「休みの期間中、週に数回利用したい」と回答した割合がともに5割近くになっており、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業に比べて利用する希望割合が高い結果となりました（図 2-14）。

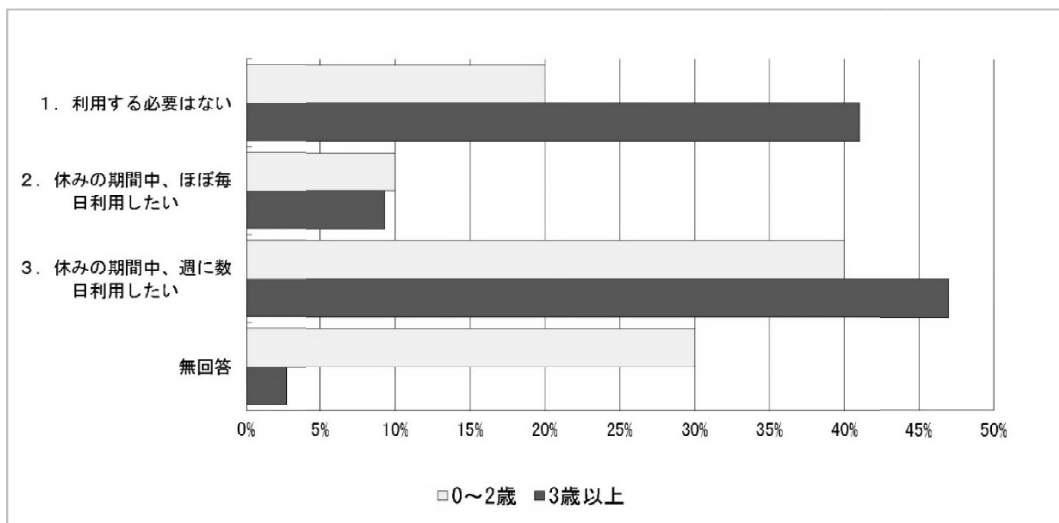


図 2-14 長期休暇中の幼稚園の利用希望

⑥ 病児・病後児保育の利用について

平日の定期的な教育・保育の事業を利用している子どもが、病気やけがで教育・保育の利用ができなかった場合の対処方法は、病児・病後児保育やベビシッター等の施設や事業を利用した割合は低く、母親・父親を含め親族・知人で対応している状況が明らかになりました（図 2-15）。

しかし、病児・病後児保育の利用の要望を見ると、特に、0～2歳児の子どもを持つ回答者に利用の希望が多く（図 2-16）、病気やけがで教育・保育の利用ができなかった場合に「仕方なく子どもだけで留守番させた」回答者も複数見られることから（表 2-3）、病児・病後児保育の必要性が伺えます。

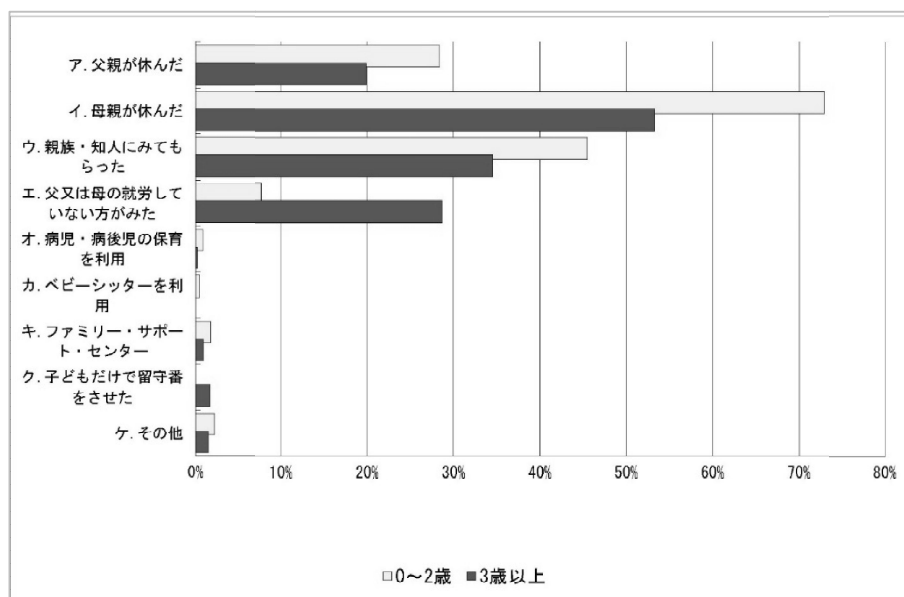


図 2-15 病児・けがへの対応

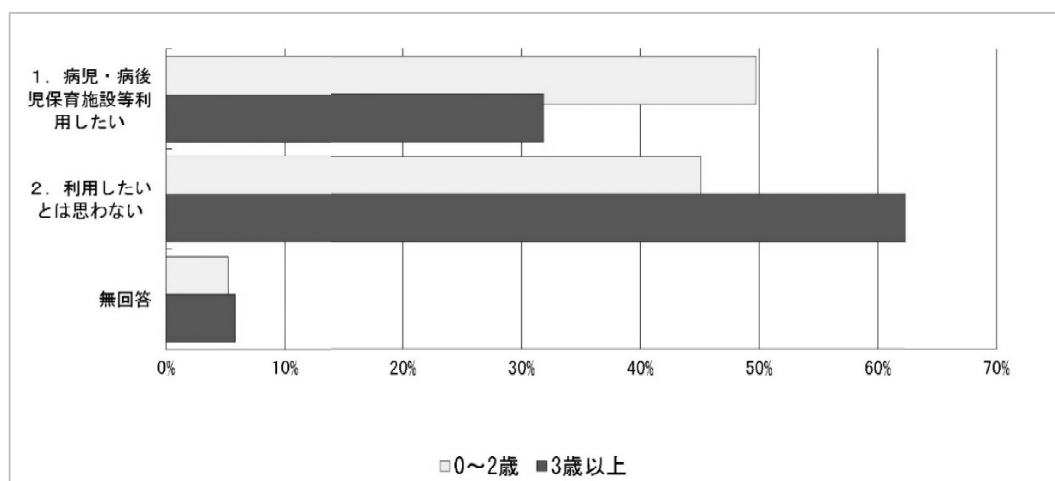


図 2-16 病児・病後児保育の利用希望

表 2-3 子どもが病気やけがで教育・保育事業が利用できず
仕方なく子どもだけで留守番させた年間日数

回答数=9		(単一回答設問)		
選択肢	年齢			計(件)
	0～2歳	3歳以上	無回答	
1～2日/年	0	3	0	3
2～3日/年	0	2	0	2
3～6日/年	0	1	0	1
6～9日/年	0	0	0	0
9～12日/年	0	2	0	2
12～15日/年	0	0	0	0
15日/年以上	0	0	0	0
無回答	0	1	0	1
計(件)	0	9	0	9

⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用の現状を見ると、幼稚園の預かり保育や、保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターを利用する回答者がそれぞれ1割弱見られるものの、利用していない回答者が多く、その割合は0～2歳、3歳以上ともに7割を超えていました（図 2-17）。

一方、不定期の一時預かりを「利用していない」と回答した方の内訳を見ると、「利用する必要がない」という回答が多くを占めていましたが、「利用料がかかる」、「利用料がわからない」、「事業の利用方法がわからない」、「地域の事業の利便性が良くない」といった回答も見られ、施設等の便益が利用に影響していることも示唆されました（図 2-18）。このほか、利用していない理由の自由回答では、預けることの不安や子どもの負担への配慮、子どもを預けることの間体等、回答者のメンタルな要素が利用を左右していることも見受けられました。

また、不定期の預かり事業の利用希望は0～2歳、3歳以上ともに、「利用する必要がない」という回答者が約5割を占めていましたが、「利用したい」回答者も3割と比較的多く見られ（図 2-19）、不定期の預かり事業の潜在的需要があることが示されました。ただし、事業によってその利用希望割合を比較すると、0～2歳の子どもを持つ保護者について、不定期の預かり事業よりも病児・病後児保育の方が、利用希望割合が高いことが示されました（図 2-16、図 2-19）。

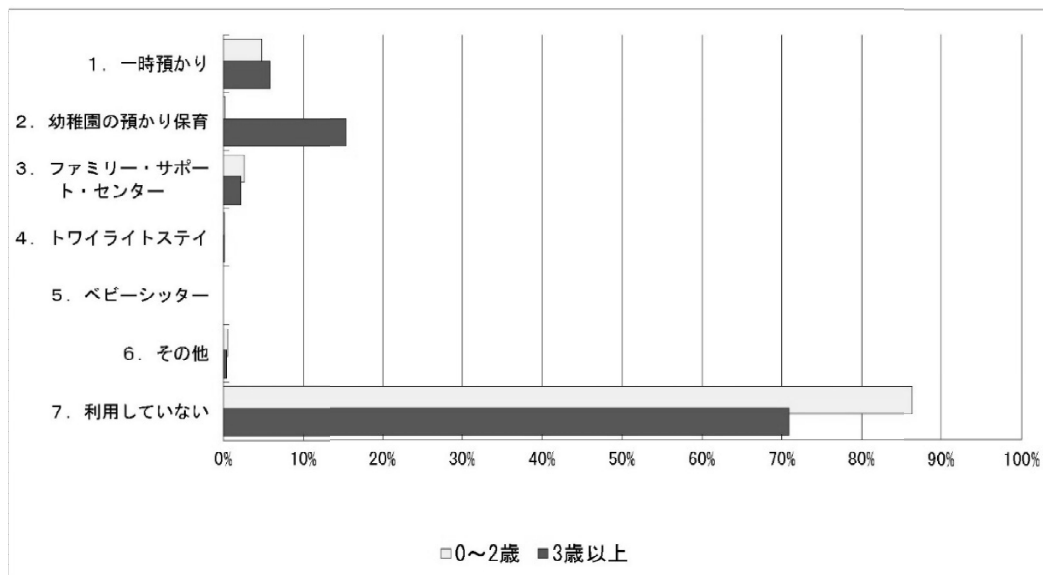


図 2-17 日中の定期的保育や病気のため以外に不定期利用している事業

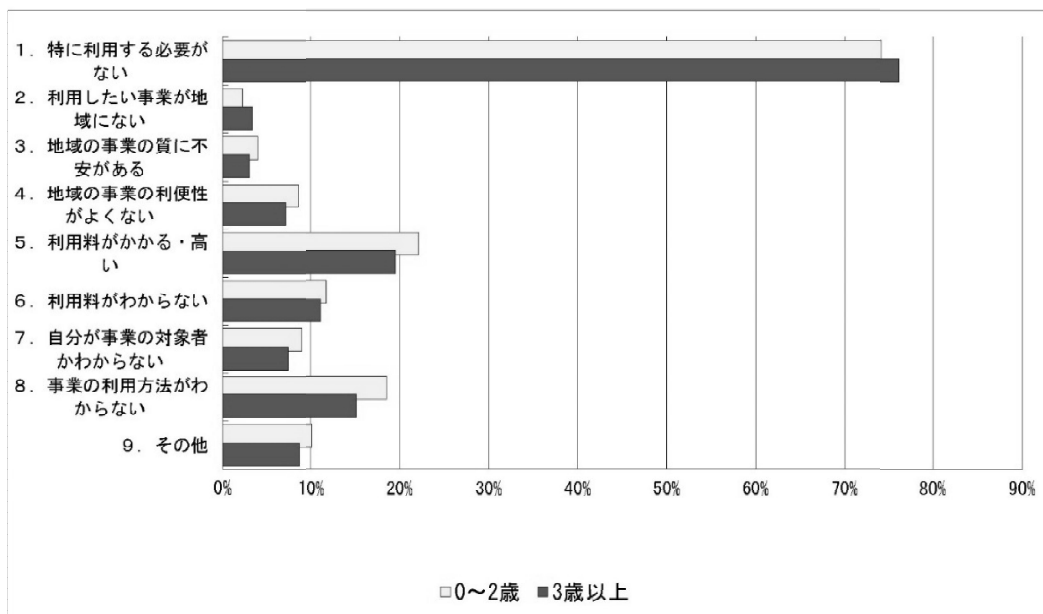


図 2-18 不定期の預かり事業を利用していない理由

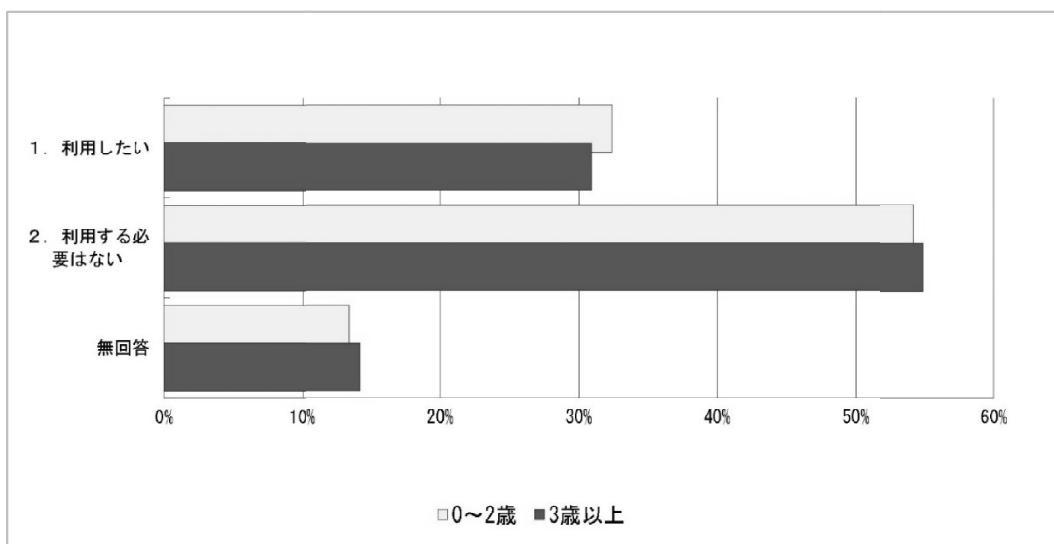


図 2-19 不定期の預かり事業の利用希望

⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の放課後の過ごし方については、「自宅」、「習い事」、「放課後児童ホーム」、「祖父母や友人宅」が多く、この傾向は高学年の「放課後児童ホーム」の割合が少なくなるものの、低学年と高学年でほぼ同じ傾向となっていました(図 2-20)。また、放課後の過ごし方の日数の内訳を見ると、週に2~3日を習い事または、放課後児童ホームで過ごし、その他は自宅または、祖父母宅や友人・知人宅で過ごす割合が多いことが示されました(図 2-21)。

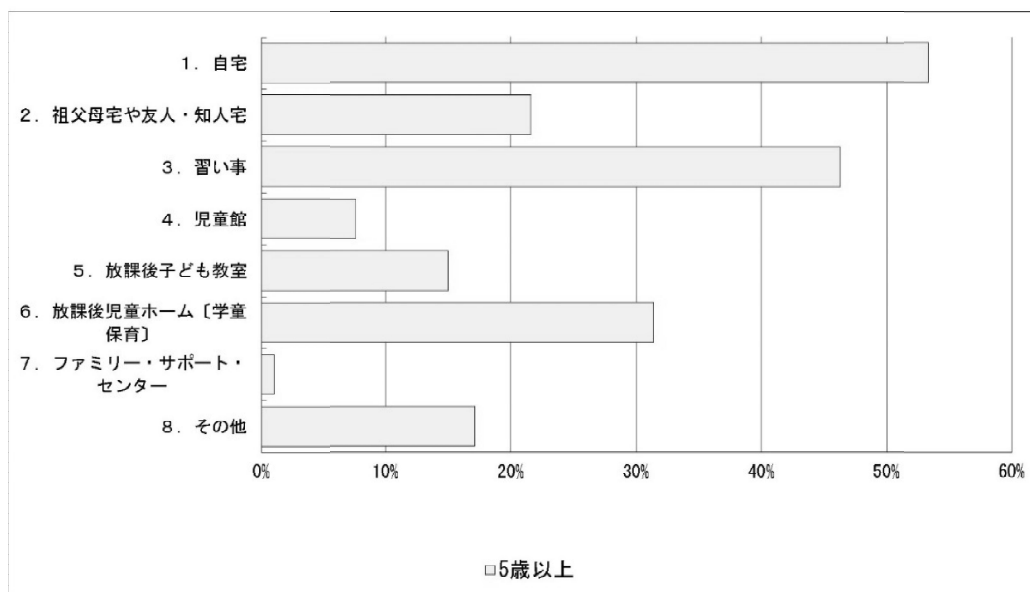


図 2-20 小学校就学後の放課後の過ごし方 (低学年)

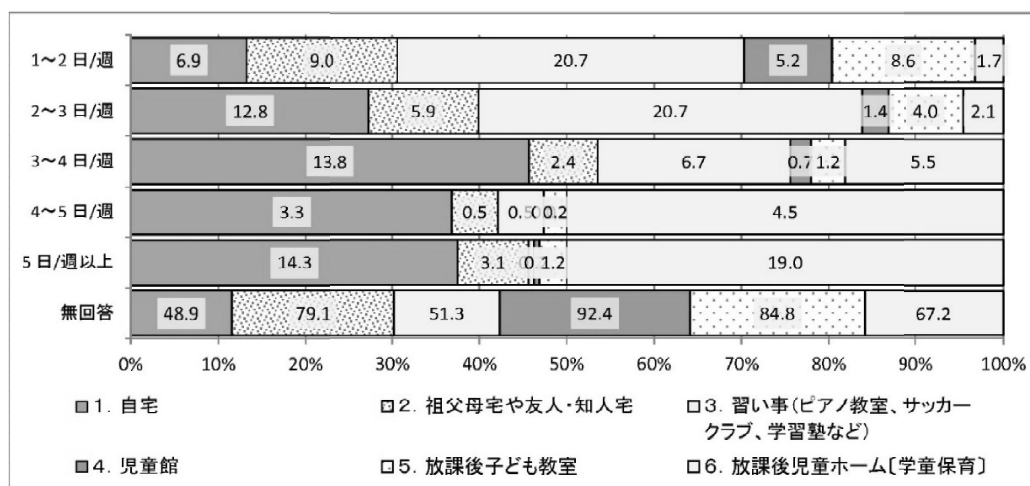


図 2-21 日数別にみた小学校就学後の放課後の過ごし方 (低学年)

(2) 市立幼稚園のあり方を検討するための保護者アンケート

本市では、今後の就学前教育における市立幼稚園の方向付けと方策を検討するために、平成22年に市立幼稚園・市立保育所の保護者及び地域の子育て施設を利用した未就学児を持つ保護者の方にアンケートを実施しました。アンケート結果からわかる子育て環境へのニーズは、次のとおりです。

① 幼稚園・保育所への期待

市内の未就学児をもつ多くの保護者は、幼稚園や保育所に対する役割として「幼児期にふさわしい遊びや生活」や「子どもの学ぶ力を伸ばす教育」、「小学校へスムーズに移行するための教育」を挙げています。

② 幼稚園・保育所への要望

幼稚園及び未就学園児の保護者の、幼稚園に対する主な要望は、「一人一人を大切にする保育」や「給食の対応」、「3歳児保育」であり、また、保育所の保護者からの要望では、「一人一人を大切にする保育」や「異年齢交流」、「小学校との連携の充実」が挙げられており、幼児教育への関心が高い事が示されています。

③ 市立幼稚園の今後のあり方

市立幼稚園の今後のあり方については、保護者の多くが「幼稚園の一部を保育所へ移行する」と回答し、幼稚園の保護者と未就学園児の保護者では、「市立幼稚園を14園で維持する」や「市立幼稚園の一部を民間幼稚園へ移行する」との回答もありました。

3 母子保健関係の現状

子ども・子育てに関連する母子保健計画のための現況の整理については、一部課題も含めて取りまとめました。

(1) 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援

妊娠・出産は、女性の心身に大きな変化をもたらします。しかし、少子化・核家族化が進み、経験者から育児等の知識や情報を習得する機会が少なくなり、晩産化や家族関係の複雑化等によって、妊産婦が家族から十分な援助を受けづらくなっています。平成26年に市の4か月児、7か月児健康診査等を受診した母親への出産前後のアンケート調査の結果では、初産・経産に関わらず約7割の方が出産前後に困ったことがあったと答えています。出産後に困った内容は、「授乳、上の子の世話、夜間の赤ちゃんの世話、皮膚の手入れ、お母さんが体調不良」が上位を占めており、育児に関する指導の他に、母体の健康管理を含めた支援体制の充実が必要です（図 2-22）。

また、近年の児童虐待の増加の中で、特に0歳児に死亡事例が多いことにより、妊娠期・出産後早期からの支援が、必要となってきました。

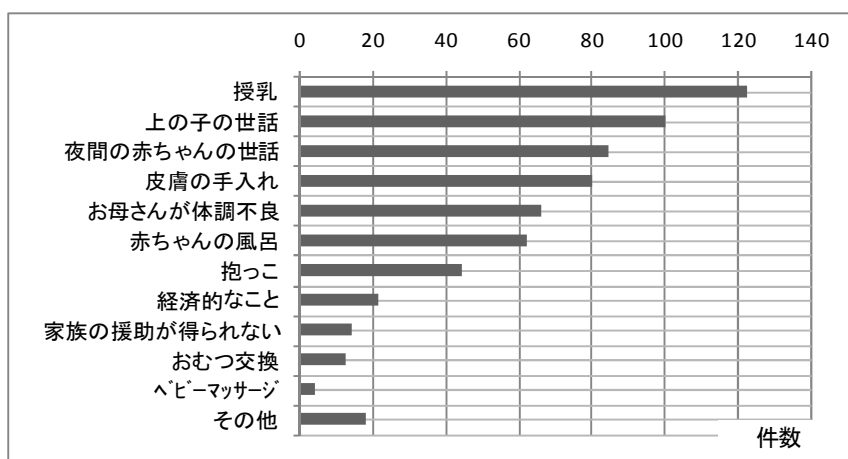


図 2-22 出産後に困ったことの内容 (N=434人)

全出生に対する、低出生体重児の割合は、昭和60年のほぼ2倍である9.3%となっています（図 2-23）。低出生体重児の出生を予防するには、若い女性のやせの予防や、妊娠中の適正な体重増加等、女性が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得る機会が必要です。また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診といった妊婦自身の健康行動も重要となります。さらに、働く妊婦が増加している現在、受動喫煙防止、マタニティマークの普及啓発、母性健康管理指導事項連絡カードの普及等、妊婦に優しい環境づくりも必要となります。

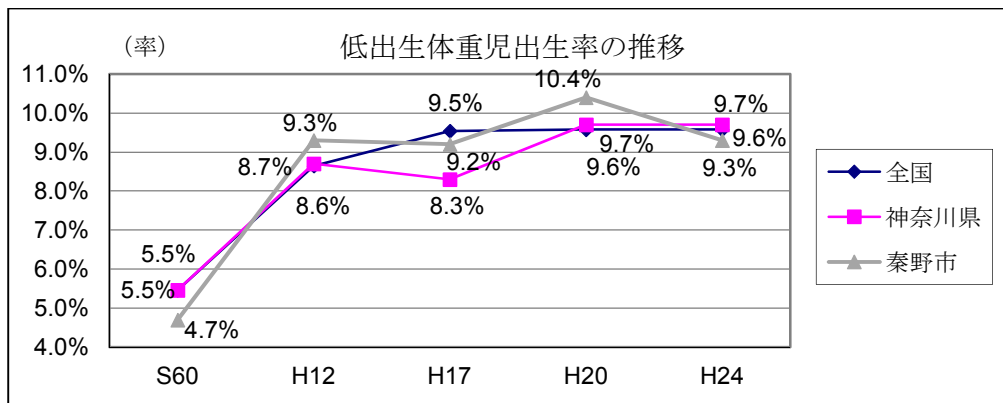


図 2-23 低出生体重児割合（衛生統計年報より）

本市では、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠届出者には母子健康手帳の交付時に母子健康手帳副読本等を配付し、母子保健に関する知識の普及や、サービスの周知に努めています。また妊娠届出書から支援の必要な家庭には、助産師等が電話や家庭訪問で相談に応じています。

また、出産まで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている現状より、妊娠期に出産経験者や赤ちゃんに触れ合う機会を設けています。

さらに、適正な時期の妊娠届出とともに妊婦健康診査の定期的な受診を支援するため、産科医療機関や保健福祉事務所との連絡会や、妊婦健康診査の費用についての助成、妊娠を望む夫婦のために、不妊・不育症治療費の一部助成を行っています。

母子愛着形成の重要性から、妊娠、出産、育児への地域での切れ目ない支援が必要です。市の関係各課、医療機関や保健福祉事務所等と連携を図り、産前から産後の母子保健サービスを提供できる体制づくりとその強化が求められています。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

子育てについて何らかの不安を持つ親が多く、特に乳幼児のいる母親は、子どもの甘えや成長を受け止め、イライラしない子育てをしたいと願いながらも、子どもの成長やしつけについて悩んでいるのが実情です。

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、育児負担を抱え孤立しがちな母子の存在が見受けられます。

平成25年度に実施した本市の乳幼児健康診査の問診項目の「相談したいことがありますか」という質問に対し、「はい」と答えた親は4か月児健診では44.5%と一番高く、7か月児健診では36.5%、1歳6か月児健診では33.5%、3歳6か月児健診では29.5%でした（図 2-24）。年月齢が進むに従い、相談することが減る傾向にはありますが、3人に1人は相談したいことがある状況です。子育て世代の親を孤立させな

い支援体制の整備と、育児に関する負担感を親だけで抱えず、地域全体で育児を支える環境づくりが必要です。

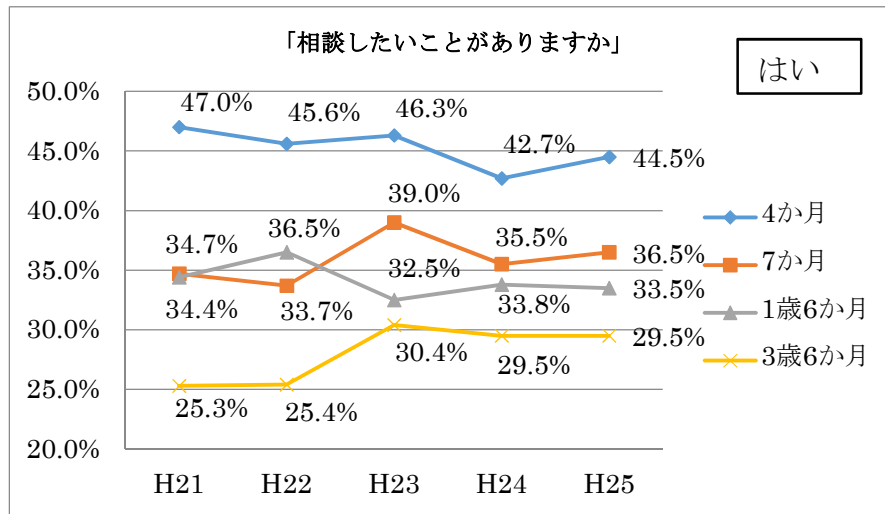


図 2-24 相談したいことがある割合

(3) 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援

平成25年度に実施した乳幼児健診の問診項目の「現在の子育ての状況に満足していますか」という質問に対し、「いいえ」「どちらともいえない」と答えた親は4か月児健診では21.7%、7か月児健診では23.1%、1歳6か月児健診では22.6%、3歳6か月児健診では26.5%でした。成長するにしたがって育児満足度は低く、思うような育児ができていないと感じている母親が少なくありません(図 2-25)。

子どもが生まれ、健やかに成長していくためには、生涯を通じての健康づくりの基礎を築く大切な乳幼児期に、親と子の健康づくりや愛着形成についての十分な知識の普及と支援が必要です。

また、食を通して健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とした「はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)」に基づき、食育による支援の充実を図ることも必要です。

乳幼児健康診査では、これらの子育てに対する不安の軽減を図り、発達の遅れや障害等を早期発見、早期支援することを目指して、医師や心理相談員等の専門職を配置しています。また、発達の遅れの疑いがあり個別支援が必要な際には、医療機関や障害福祉主管課の療育関係事業と連携し、専門的支援につなげています。

今後も子どもの個性に合った成長発達を促すために、家庭の状況を踏まえた支援の充実を図る必要があります。

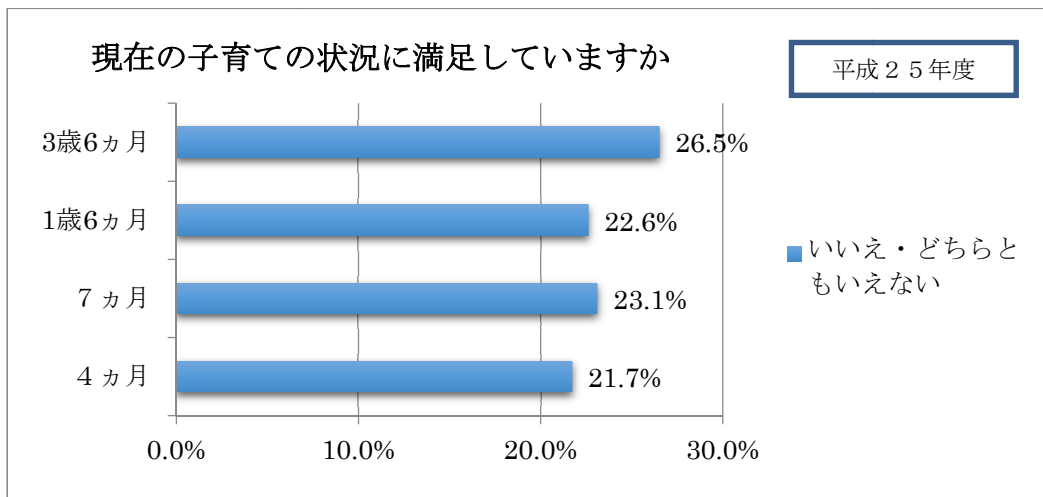


図 2-25 子育ての満足状況（平成25年度）

（4）豊かな人間性を育むための思春期教育の充実

物質的豊かさや情報化社会の進展など、子どもを取り巻く環境が変化し、物事を主体的に考えて判断し、豊かな心を育むことや、本来持っている可能性を伸ばしていくことが課題です。また、家庭の教育力の低下や、有害な情報がはん濫していることから、命の尊さや親子の絆について考える機会が少ない現状にあります。

避妊や人工妊娠中絶の知識をはじめ思春期特有の身体的、精神的な悩みに対しては、学校や保健福祉事務所等において相談や講演会、健康教育を実施しています。今後も、感受性の豊かな思春期において、命の尊さ、親子の絆について考え、健康や安全に関する理解を通して生涯を通じて自らの健康を管理し改善できるように、関係機関が連携し、知識の普及やきめ細かな相談体制の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

自然豊かな環境を活かしながら、すこやかな子育て生活を実現するための、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の基本理念

近年の急速な少子高齢化は、経済活動の停滞の可能性や、社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させると懸念されています。

少子化を食い止めることが、わが国の急務とされていますが、近年の女性の社会進出や核家族化に伴い、安心して子どもを産み・育てることができないといった意識を抱く女性も増えています。増え続ける待機児童等の社会的な状況を改善し、安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることもできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちを目指し、これまでの基本理念を踏襲して、本計画も以下の基本理念を設定しました。

【基本理念】

安心して子どもを産み、喜びと責任をもって
子育てができるより良い環境づくり

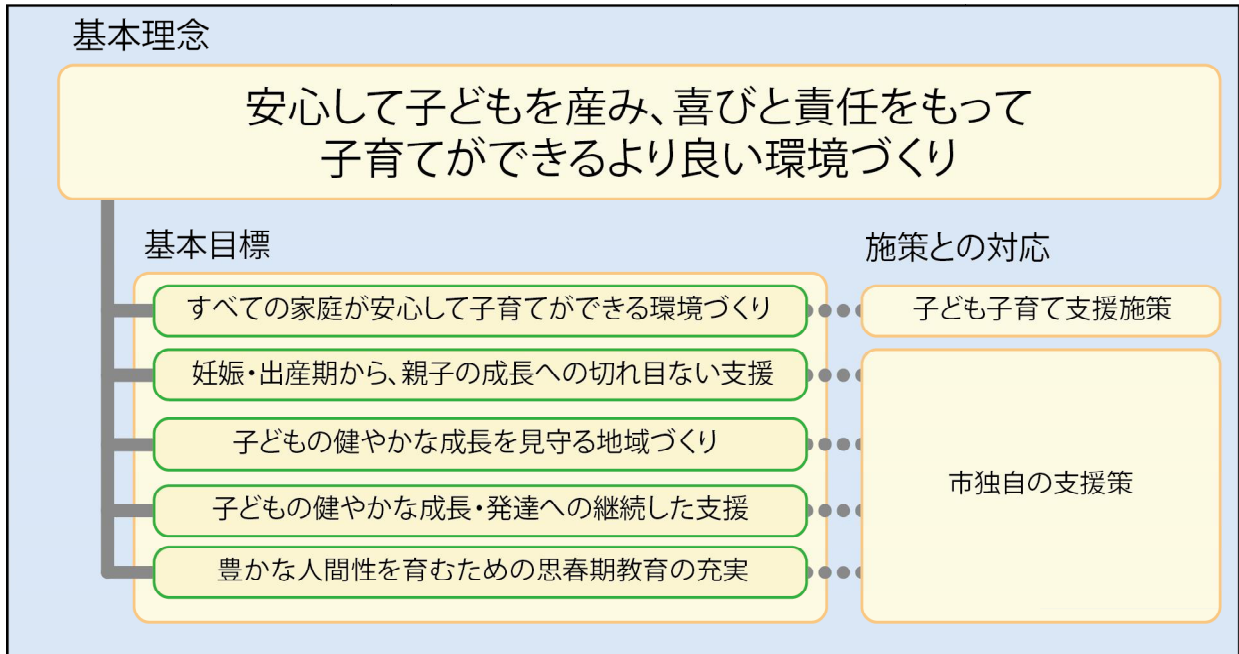
2 計画の基本方針

本市では「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」を策定し、全ての子どもとその家庭へ様々な支援を推進してきました。子どもと家庭を支え、地域を含めた社会全体で子育てを支援する仕組みが必要となっており、本計画では、これまでの次世代育成支援計画を踏まえ、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

3 基本目標

基本理念、基本方針を踏まえ、基本目標を次の通りとします。

基本目標は、「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」に示された基本目標を継承しており、引き続き、この基本目標のもとに、安心した子育てと、子どもが伸び伸びと成長できる環境づくりを進めていきます。



4 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、幼稚園や保育所が市内に均等に配置されておらず、子どもが減少する中で区域区分を行った場合は、地域によって提供するサービスの質の違いが生じる可能性があります。さらに、小規模保育は事業者数が少ないことから、市内全域からの利用が見込まれます。このため、教育・保育の提供区域については市内を1区域として設定します。

第4章 子ども・子育て支援施策

子ども・子育て支援のために展開する施策について、以下に示しました。

支援施策には、「教育・保育の提供」および「地域子ども・子育て支援事業」があります。

1 教育・保育の提供体制

本市の市立幼稚園は、これまで1小学校区に1幼稚園を基本に整備してきたことにより、その確保量は現段階で1号認定の子どもの量の見込みを既に充足しています。

一方で、2号・3号認定の子どもに対する利用定員は、その量の見込みを大幅に下回っています（表4-1）。

表4-1 教育・保育の量の見込みと確保量

区分	子どもの年齢	26年度 現在※	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定 3～5歳	見込み	2,109	2,164	2,154	2,142	2,142	2,142
	確保量 (利用定員)	2,840	2,840	2,770	2,770	2,770	2,770
2号認定 3～5歳	見込み	1,167	1,188	1,207	1,227	1,227	1,227
	確保量 (利用定員)	1,046	1,179	1,169	1,259	1,259	1,259
3号認定 0～2歳	見込み	745	921	984	1,051	1,051	1,051
	確保量 (利用定員)	738	885	963	1,058	1,058	1,058

※ それぞれ上段は5月1日の値。1号は、幼稚園及び認定こども園の教育利用、2・3号は、保育所及び認定こども園の保育利用の在園者数。

これまで認可保育所の新設や増設、家庭的保育事業の拡充など利用定員の拡大に努め、更には公立5園（こども園4園を含む）、民間15園の保育所において利用定員を上回る弾力的運用を行っていますが、保育ニーズを充足できず、待機児童の解消には至っていないのが現状です。

今後も増加すると考えられる保育ニーズを充足するため、これまでの施策に加え、認可外保育所の認可保育所への移行、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育）への支援、市立幼稚園の認定こども園化など様々な確保方策を進め、平成29年度末を目標年次として教育・保育の場の提供と量の確保を進めます（表4-2）。

表4-2 保育量の確保方策及び確保量とその目標年度

確保の内容	事業量	目標年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所の新、増設（定員増含む） ・ 既存の認可外保育所の認可保育所への移行（定員増含む） ・ 地域型保育事業である小規模保育、事業所内保育の新、増設（定員増含む） ・ 市立幼稚園を認定こども園化（定員増含む） 	2号認定：213名 3号認定：320名	H27～ H29

【具体的支援策】

事業名	事業内容
定員枠の拡大に対する支援 【保育課】	認可保育所への入所希望者の利用定員枠の拡大のため、民間保育所への支援を行う。
地域型保育事業への支援 【保育課】	産後休業や育児休業の終了による職場復帰に対して、0～2歳児の受入枠を拡大するため、新たな地域型保育事業者を誘致し参入を支援する。
施設整備の支援 （認可保育所の新・増設） 【保育課】	保育所施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について積極的に支援する。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

子育て家庭からニーズの多い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関するきめ細やかな情報提供や相談、助言を実施する相談員を平成26年度に保育課に配置しました。子ども・子育て支援事業では、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別ニーズに合った保育サービスの情報提供に努めます。

さらに、本市独自の事業として、母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有することで、子ども・子育てのあらゆる相談に応えることが可能な窓口として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

◆見込み量設定にあたって◆

利用者支援事業（保育コンシェルジュ）については情報提供や相談の窓口として、1箇所確保しましたが、今後の利用実績を踏まえて、確保量を増やしていくことを検討します。

	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	箇所	0	1	1	1	1	1
確保量	箇所	—	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を、身近な地域に設置し、子育てに対する負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図ります。

◆見込み量設定にあたって◆

地域子育て支援拠点事業については、特に乳幼児（0～2歳児）母子の集う場として、利用者のニーズが多いことが、事前調査結果からも示されています。

このため、地域の子育て支援の拠点として、新たにぽけっと21を2箇所増設し、ニーズへの対応に努めます。

	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人日	25,000	39,876	39,639	39,084	39,012	39,252
確保量	箇所	5	6	7	7	7	7

単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）です。

なお、同様な事業を13箇所の保育所が、地域育児センターとして実施しています。

平成25年度事業実績 9,181人（13園）。

(3) 妊婦健診事業

妊婦の健康保持及び健康な赤ちゃんを産み育てるため、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

◆見込み量設定にあたって◆

妊婦健診事業については、今後人口減少が予測されているため、実績値を踏まえて人口推計を参考に設定しました。

		単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量		回	13,618	13,600	13,600	13,600	13,500	13,500
確保 方策	実施場所	県産科婦人科医会が委託している医療機関等						
	検査項目	基本診察、血液検査、尿検査、肝炎検査等						
	実施時期	妊娠届後、随時						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図ります。

◆見込み量設定にあたって◆

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）については、実績値を踏まえて、人口推計を参考に設定しました。

		単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量		人	1,085	1,055	1,064	1,069	1,043	1,098
確保 方策	実施体制	人	50	61	61	61	61	61
	実施機関	秦野市						
	委託団体等	こんにちは赤ちゃん訪問員						

(5) 養育支援訪問事業

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

◆見込み量設定にあたって◆

実績値を踏まえて、人口推計を参考に見込み量を設定しました。

		単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量		人	20	20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制	人	3	3	3	3	3	3
	実施機関	秦野市						
	委託団体等	保健師、ホームヘルパー						

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。現在、市内に児童養護施設等がないことから具体的な確保方策を設定していませんが、今後、既存事業や施設の活用を含め、ニーズに対応した取組みを検討していきます。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人日	—	3,347	3,347	3,347	3,347	3,347
確保方策	既存事業や施設の活用を含め、見込量に対応した取組みを検討します。						

単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）です。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域の支援員が連携して子育て支援を行う事業として定着していますが、多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の内容を知らない保護者もいるため、新たな周知方法を検討し、利用者の拡大を図ります。

◆見込み量設定にあたって◆

平成25年度実績や事前調査結果をもとに見込み量を設定するとともに、事業の周知及び支援員の確保に取り組めます。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人日	5,466	8,996	8,892	8,840	8,788	8,736
確保量	人日		6,000	6,500	7,000	8,000	9,000

単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）です。

(8) 一時預かり事業

① 市立幼稚園預かり保育

市立幼稚園14園のうち13園(1園は一時預かりを実施)で実施しており、引き続き、保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流など多様化するニーズに対応していきます。

◆見込み量設定にあたって◆

平成25年度実績と、事前調査結果をもとに見込み量を設定しましたが、今後も利用者のニーズに対応した取り組みを検討します。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人日	17,613	36,385	36,224	36,600	35,848	35,518
確保量	人日		28,800	30,600	32,400	34,200	36,000

単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。

② 一時預かり事業(保育所)

市内の認可保育所では、定員を超えて児童を受け入れていることにより、一時預かり事業のための保育スペースや保育士の確保が難しい状況にありますが、保育ニーズの多様化により、一時預かり事業の利用希望者は増加傾向にあります。このため、一時預かり事業に影響を与えている待機児童対策を一層強化するとともに、民間保育所等と連携し、実施園の拡充を図っていきます。

◆見込み量設定にあたって◆

平成25年度実績と、事前調査結果をもとに見込み量を設定しましたが、今後も利用者のニーズに対応した取り組みを検討します。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人日	7,558	26,655	26,444	26,115	25,898	25,998
確保量	人日	7,597	11,200	14,900	18,600	22,300	26,000

単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。

(9) 延長保育事業

多様化する保育ニーズへの対応や新制度の施行に伴い、利用児童数の増加が見込まれることから、延長保育実施園に対する支援を継続します。

◆見込み量設定にあたって◆

事前調査結果をもとに見込み量を設定しましたが、新制度の施行により事業に対する利用が拡大すると考えられるため、今後実績を踏まえて対応を検討していきます。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人	803	648	644	640	633	632
確保 方策	実施体制	人	2	2	2	2	2
	実施施設	箇所	18	18	18	18	18

(10) 病児・病後児保育事業

本市では、新たな子育て支援策として、平成26年10月からひろはたこども園において病気の回復期にある児童を看護師と保育士が付き添い、専用の保育室で保育する病後児保育事業を開始しました。これにより、児童の早期回復と保護者の子育てと就労等の両立を支援していきます。

なお、開設直後で利用実績が不明なことから、今後の新設は、利用実績を踏まえて検討していきます。

◆見込み量設定にあたって◆

事前調査結果をもとに量の見込みを設定しました。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	人	-	756	751	747	738	738
確保量	人		882	882	882	882	882

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者のニーズに対応できるように、また、今後も安定した受入れに向けて、環境整備に取り組むとともに、民間事業者に対する支援に取り組みます。

◆見込み量設定にあたって◆

平成25年度実績に加え、事前調査結果を踏まえ見込み量を設定しましたが、過去の実績から、登録児童数の7割程度が利用者数となるため、計画の定員数で見込み量を確保することが可能です。

	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
見込量	人	964※	1,420	1,405	1,394	1,386	1,374	
確保 方策	登録児童数	人	964	1,420	1,405	1,394	1,386	1,374
	定員数	人	860	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
	クラブ数	人	22	30	30	30	30	30
	実施場所	箇所数	22	30	30	30	30	30
	支援員配置数	人	115	150	150	150	150	150

※ 実績は小学校4年生まで。

3 その他の事業

(1) 産後の休業及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業・育児休業後の希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

なお、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）では、母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有しながら、保育の希望をはじめ、子ども・子育てのあらゆる相談に応えることが可能となることを目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

【具体的支援策】

事業名	事業内容
利用者支援事業（保育コンシェルジュ） 【保育課】	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関するきめ細やかな情報提供や相談、助言を実施する相談窓口の開設。母子保健コーディネーターと連携して情報の提供等を図り、子育て支援を行う。
定員枠の拡大に対する支援【再掲】 【保育課】	認可保育所への入所希望者の利用定員枠の拡大のため、民間保育所への支援を行う。
地域型保育事業への支援【再掲】 【保育課】	産後休業や育児休業の終了による職場復帰に対して、0～2歳児の受入枠を拡大するため、新たな地域型保育事業者を誘致し参入を支援する。
施設整備の支援（認可保育所の新・増設）【再掲】 【保育課】	保育所施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について積極的に支援する。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、神奈川県及び関係機関が行う施策との連携を図りながら施策を展開します。

① 児童虐待防止

【子育て支援ネットワークの充実】

育児を精神的負担と感じたり不安になったりすることは、特別なことではなく、だれでもなりうることでありと認識し、子育てをするすべての家庭を対象にした、幅広い子育て支援を充実させる必要があります。

このため、親の孤立化を防ぐとともに、親が豊かな人間関係を持てるような場所や気

軽に相談できる場所の充実を視野に入れ、プライバシーに配慮しながらも、迅速かつ適切に対応できるような子育て支援のネットワークの充実に努めます。

【ハイリスク家庭等への対応】

虐待の防止・早期発見・早期対応のためには、行政だけでなく、地域や専門家が一体となってこの問題に取り組んでいく必要があります。そこで、いつでもすぐに相談ができるよう、身近な相談窓口の存在を広く周知に努めるとともに、ハイリスク家庭や虐待の疑いのある事例に対しては、様々な関係者が協働してそれぞれの立場から支援を行うケースカンファレンス（事例検討会議）を実施するなどのきめ細かな対応に努めます。

◆具体的支援策◆

事業名	事業内容
こども相談 【健康子育て課】	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るためはだのっすこやかネットワークの機能を活用し、関係機関と連携した要保護児童支援を行う。 また、コモンセンス・ペアレンティングの技法を活用した親支援講座を定期的に関催し、児童虐待の予防を図る。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の早期自立を目指し、就労に向けた教育訓練の支援、就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう子育て支援事業の充実を図ります。

◆具体的支援策◆

事業名	事業内容
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業 【健康子育て課】	ひとり親家庭の自立を促進するために、スキルアップを支援する。雇用保険の教育訓練給付の受講資格を有していないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講し、終了した場合、経費の20%を支給する。
ひとり親家庭自立支援高等職業訓練促進給付事業 【健康子育て課】	ひとり親家庭の自立就職時に、有利かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進することを目的とし、一定の期間生活費の負担を軽減するために、養成機関で2年以上就業する場合に就業時期、期間及び養成機関での出席状況等により、一定額を支給する。

③ 障害児施策の推進

【自立生活の支援の充実】

障害のある児童の健全な育成を目指すデイサービス事業や、ことばの相談事業の相談・訓練は、日常生活への適応を目指した取組みを進めていくとともに、肢体不自由児への対応や、教育委員会等と連携し、就学後も参加できるような事業の実施についても

検討していきます。

夏休みなど長期休業中のデイサービスについては、民間事業所等と連携して情報交換を図りながら、適切な対応を心がけていきます。

【相談業務の充実】

障害児をもつ家庭へ適切な支援を行うために、保健・医療と連携し、保護者のニーズを的確にとらえる相談業務の拡充を図っていきます。そのなかでは、専門家等によるカウンセリングの実施も検討していきます。

【統合保育・教育の実施】

障害の有無に関わらず、全ての子どもたちがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて民間施設との連携と情報交換を図りながら、こども園、保育所及び幼稚園で統合保育・教育を引き続き実施します。

◆具体的支援策◆

事業名	事業内容
こども相談【再掲】 【健康子育て課】	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るためはだのっすこやかネットワークの機能を活用し、関係機関と連携した要保護児童支援を行う。 また、コモンセンス・ペアレンティングの技法を活用した親支援講座を定期的を開催し、児童虐待の予防を図る。
障害児デイサービス事業 (たんぼぼ教室) 【障害福祉課】	発達の遅れや障害の疑いがある就学前の児童に対し、心身の発達を促し、機能回復を図るため、個々の状況にあわせた訓練指導を行うとともに、保護者への指導・助言をあわせて行う。
ことばの相談室 【障害福祉課】	就学前の児童（健常児・障害児）を対象に、言葉の発達上の問題及び精神発達上の問題について、相談・指導・訓練を行う。
障害児早期療育推進事業 【障害福祉課】	就学児童を対象に、障害の早期発見並びに早期療育事業の推進のため、関係機関等が早期に連携を保ち総合的に処遇を図る。 ①療育相談員が、発達に心配のある児童の生活上の相談を受け、不安の解消を図る。また、必要に応じて関係機関等へのコーディネートを行う。 ②早期療育事業推進会議の運営 ③統合保育巡回相談事業の実施
統合保育・教育の実施 【障害福祉課・保育課 ・教育指導課】	集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対しての統合保育・統合教育を実施する。 また、早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備にむけて、実情に応じた取り組みを進めます。

【働き方の見直しを促進する啓発活動】

すべての人が仕事と家庭を両立できるような働き方を選択できるようにするとともに、男性・女性にかかわらず、また労働者・事業者にかかわらず「働き方の見直し」の意識を高めることが必要です。

そこで今後は、事業主等に対して育児休業取得率の向上に向けた意識啓発を働きかけていきます。

【女性の就業支援の充実】

現在、「秦野市ふるさとハローワーク」において職業相談、職業紹介、就職に関する情報提供等を実施するほか、市主催の就職支援個別カウンセリングにおいては、女性専用相談日を設置するとともに、保育ボランティアによる保育も実施していますが、さらに就業意欲のある女性を支援していくため、本事業や就労に関する各種相談会等のより一層の周知・利用促進を図っていきます。

第5章 市独自の支援策

市独自の支援策は、秦野市次世代育成支援行動計画（後期計画）から引き継ぐ施策、事業等（主に母子保健計画 P.2を参照）です。

本市では、『秦野版ネウボラ*』を目指し、妊娠初期から出産、子育てを経て子どもが思春期を終えるまで、親子の切れ目のない支援を行うために、子ども・子育て3法に基づく子ども・子育て支援事業と、母子保健計画に基づく事業を一体のものとして計画を策定しています。

市独自の支援策では、平成26年度に新たに始めた保育コンシェルジュと、本計画に基づき新たに開始する母子保健コーディネーターが連携し、情報を共有しながら、妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担について、きめ細かく相談や支援を行えるような体制の構築を目指しています。これらは、障害や言語の違いに関わらず、同じコミュニティの一員として、だれもが公平に支援を受けられることが大切です。

さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化等から、不安や負担を感じている妊産婦をより身近な場で支えるために、産前・産後の相談や、産後の心身が不安定な時期の母子のケアに関する事業を新たに開始し、心身の安定、育児不安の解消、児童虐待の未然防止等のためのサポートを充実していきます。

※ フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度です。

1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援

- ・ 妊娠・出産についての相談・支援体制の充実
- ・ 妊娠・出産に関する情報提供の充実
- ・ 妊婦の経済的負担の軽減による確実な妊婦健康診査の受診
- ・ 夫婦間協力と他の家族との交流の場の充実
- ・ 妊婦を含めた家族の健康の促進
- ・ 妊婦に優しい環境づくりの推進
- ・ 不妊・不育に悩む夫婦に対する支援の充実

2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

- ・ 子育てに関する相談の場の充実
- ・ 子育てに関する適切な情報の提供
- ・ 育児力を高めるためのきめ細かい支援の充実

3 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援

- ・ 健診の場を活用した子育て支援の充実
- ・ 一人ひとりの個性に応じた子育て支援の充実

4 豊かな人間性を育むための思春期教育の充実

- ・ 命の尊さを学ぶ場の充実
- ・ 学校保健と地域保険の連携
- ・ メンタルヘルス対策の充実

図 5-1 基本目標と取組みの方向性

1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援

(1) 取組みの方向性

【妊娠・出産についての相談・支援体制の充実】

母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時等に妊婦の相談に対応し、妊娠早期の支援の充実を図ります。また、産科医療機関と連携を図り、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・未熟児訪問を含む）及び養育支援訪問事業等により、妊娠期から切れ目ない支援体制の充実を進め、児童虐待防止対策の推進を図ります。

このうち、母子保健コーディネーターの配置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業は、本計画に基づき新たに開始する事業です。

【妊娠・出産に関する情報提供の充実】

妊娠・出産の時期を安心して過ごし、低出生体重児の出生を予防し、より納得し満足した出産が迎えられるようにするために、子育てガイドブックやおめでた家族教室の実施、ホームページ、インターネット等の活用を通し、情報提供の充実を図ります。

【妊婦の経済的負担の軽減による確実な妊婦健康診査の受診】

妊婦健康診査14回分の公費助成の充実を図り、妊婦健康診査の重要性を普及・啓発し、確実な受診勧奨により、安全な出産への支援を行います。

【夫婦間協力と他の家族との交流の場の充実】

夫婦の協力を深め家族の機能を強化するため、妊婦の夫が参加しやすい事業体制を検討していきます。また、経験者からの情報を得る、他の家族との交流等により仲間づくりがスムーズにできるような取組みを進めていきます。

【妊婦を含めた家族の健康の促進】

安心して妊娠・出産ができるよう、禁酒や禁煙の重要性や妊娠中の食生活等、低出生体重児を予防し、胎児を健康に育むための妊婦とその家族の健康について普及啓発の充実を図ります。

【妊婦に優しい環境づくりの推進】

マタニティマーク、母性健康管理指導事項連絡カードの普及等に努め、受動喫煙防止対策について関係課と連携し推進していきます。

【不妊・不育に悩む夫婦に対する支援の充実】

妊娠を望み、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）や不育症治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

(2) 具体的支援策

事業名	事業内容
母子保健コーディネーターの配置 【健康子育て課】	妊娠届出時等の際、妊婦等が抱える不安を受け止め、必要に応じた生活状況を把握し、本人の意思を十分に確認した上で支援計画を立てる。必要な支援を総合調整し、それらの効果を評価・確認しながら、母子の自立までを包括的・継続的に支えていく。
産前・産後サポート事業 【健康子育て課】	先輩ママやシニア世代が子育て家庭を訪問し、話し相手や一緒に外出するなどきめ細やかな支援を行う。
産後ケア事業 【健康子育て課】	産後の心身ともに不安定な時期に、家族等から家事、育児等の十分な援助が受けられない者で、母に体調不良または育児不安等がある母子を対象とする。宿泊やデイケアサービス（母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、カウンセリング等）を実施し、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止を図る。
母子健康手帳の交付及び妊婦面接 【健康子育て課】	妊婦届出書を受取り、母子健康手帳を交付。妊婦との面接により妊娠から出産に向けた不安等に対応し、子育てまでの継続的な支援の開始とする。
おめでとう家族教室 （父親母親教室） 【健康子育て課】	夫婦で妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、親としての自覚や役割について考える場とする。
マタニティクッキング 【健康子育て課】	妊娠中の栄養、適正な体重増加についての知識や栄養バランスが取れた具体的な食事について体験、支援する。
妊婦健康診査費用助成事業 【健康子育て課】	妊婦の健康管理を図るため、妊娠中14回の健診について助成を行う。
妊産婦・新生児、未熟児訪問指導 【健康子育て課】	妊産婦・新生児の健康を守るため、助産師や保健師による家庭訪問を行い、日常生活全般における相談等支援を行う。妊産婦の不安緩和や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。産後の「乳児家庭全戸訪問事業」との調整を強化し、全数把握に努める。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）【再掲】 【健康子育て課】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る。
養育支援訪問事業 【健康子育て課】	継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する。
特定不妊治療費助成事業 【健康子育て課】	不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成。
不育症治療費助成事業 【健康子育て課】	不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成。

2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

(1) 取組みの方向性

【子育てに関する相談の場の充実】

子どもの成長を確認し、日ごろの心配や悩みを相談しやすい、乳幼児健康診査や育児相談事業のさらなる充実を図ります。また、民生委員・主任児童委員が地域で開催している子育てサロン等における育児相談に協力していきます。

電話相談や、必要に応じて保健師や助産師が家庭訪問をすることで、家庭の個別性を配慮した育児支援を行います。

【子育てに関する適切な情報の提供】

子どもの発育発達段階を正しく理解し、時期に応じた養育をすることは、親自身の負担を軽減することにもつながるため、乳幼児健康診査、ホームページやインターネット等を活用した情報の提供に努めます。

【育児力を高めるためのきめ細かい支援の充実】

親自身が楽しくいきいきと生活できることや、育児を通して父親も母親も家族も子どもとともに成長できることを目指し、親子の個性に配慮した育児力を高められるよう、健診や教室の場を活用して支援をしていきます。

(2) 具体的支援策

事業名	事業内容
養育支援訪問事業【再掲】 【健康子育て課】	継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する。
家庭訪問・電話相談・所内面接 (新生児・未熟児を除く) 【健康子育て課】	育児不安解消、虐待予防等、ハイリスク者を含め、必要と判断した対象(原則、就園前までの児と親)に実施する。
産前・産後サポート事業【再掲】 【健康子育て課】	先輩ママやシニア世代が子育て家庭を訪問し、話し相手や一緒に外出するなどきめ細やかな支援を行う。
乳幼児健康診査 【健康子育て課】	各月齢・年齢に応じた成長・発達の確認、子どもに合った健康の保持増進及び食育やことばの発達への支援を行う。う歯(むし歯)を含む疾病や障害、虐待等の予防・早期発見・対応、事故予防等の知識の普及啓発に努める。(健診名:4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児)
乳幼児健診未受診者対策 【健康子育て課】	対象月未受診者に対し、受診勧奨文書の送付や電話、訪問により、未受診者の状況把握を行い、確実な健診受診を促す。
乳幼児経過検診 (ニコニコきつず相談) 【健康子育て課】	乳幼児健診等で経過観察を必要とする親子に、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を行う。
目指せイクメン講座(育児講座) 【健康子育て課】	子どもの成長発達に合った講座を通し、子育てにおける父親の役割について学ぶ。
離乳食セミナー 【健康子育て課】	子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促す食事の大切さを伝え、食育からの支援を行う。
幼児食と歯のセミナー 【健康子育て課】	食べることからむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育としての支援を行う。
親子育児教室 【健康子育て課】	集団の特性をいかした自由遊び・親子体操・課題遊び・紙芝居等の遊びを通じた親子支援を行う。
育児相談事業 【健康子育て課】	子育てサロン(ほっとサロン等)からの協力依頼により、地区担当保健師が育児相談等に応じる。
幼稚園における楽しい食育事業 【健康子育て課】	食育キャラクターを作成し、年長児を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、就学までの子どもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。併せて、保護者へ「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、子育てを支援する。
はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)推進事業 【健康子育て課】	プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。
予防接種事業 【健康子育て課】	疾病予防のため予防接種法に基づく予防接種を実施する。
小児医療費助成事業 【健康子育て課】	子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。
小児救急医療体制整備事業 【健康づくり課】	休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施していく。また、入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日急患診療所において救急医療を実施する。

3 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援

(1) 取組の方向性

【健診の場を活用した子育て支援の充実】

集団方式の乳幼児健康診査では、小児科医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・心理相談員・歯科衛生士・保育士等のスタッフが対応しており、各専門から助言、支援の機会であり、受診率の向上に努めます。

また、子育ての孤立化を予防するため、同年月齢の子どもをもつ親同士の交流の場として、地域情報を提供し、地域とのつながりが持てるよう支援します。不安の軽減を図り、自信を持って前向きに子育てができるよう、丁寧な対応を心がけます。

【一人ひとりの個性に応じた子育て支援の充実】

親子育児教室での集団の特性を活用した支援体制を充実させるほか、経過検診による個別相談、保健福祉事務所との連携で専門性を活かした摂食相談、ハイリスク歯科保健事業等、個性に応じた支援や情報提供ができる相談機能の強化に努めます。

(2) 具体的支援策

事業名	事業内容
乳幼児健康診査【再掲】 【健康子育て課】	各月齢・年齢に応じた成長・発達の確認、子どもに合った健康の保持増進及び食育やことばの発達への支援を行う。う歯（むし歯）を含む疾病や障害、虐待等の予防・早期発見・対応、事故予防等の知識の普及啓発に努める。（健診名：4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児）
乳幼児健診未受診者対策【再掲】 【健康子育て課】	対象月未受診者に対し、受診勧奨文書の送付や電話、訪問により、未受診者の状況把握を行い、確実な健診受診を促す。
乳幼児経過検診 （ニコニコきっぷ相談）【再掲】 【健康子育て課】	乳幼児健診等で経過観察を必要とする親子に、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を行う。
目指せイクメン講座（育児講座） 【再掲】 【健康子育て課】	子どもの成長発達に合った講座を通し、子育てにおける父親の役割について学ぶ。
離乳食セミナー【再掲】 【健康子育て課】	子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促す食事の大切さを伝え、食育からの支援を行う。
幼児食と歯のセミナー【再掲】 【健康子育て課】	食べることからのむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育としての支援を行う。
親子育児教室【再掲】 【健康子育て課】	集団の特性をいかした自由遊び・親子体操・課題遊び・紙芝居等の遊びを通じた親子支援を行う。

4 豊かな人間性を育むための教育の充実

(1) 取組みの方向性

【命の尊さを学ぶ場の充実】

「赤ちゃんふれあい体験事業」は、母子保健事業の場を活用し、乳児とのふれあいやその親と話す時間を提供することで、命の尊さを実感し、親になることの意味を知る機会となり、生徒の健全育成につながっています。また、中学校と連携を深め、より多くの子どもが体験できるように努めます。

【学校保健と地域保健との連携】

学校では喫煙・飲酒・危険ドラッグ等、薬物乱用防止や性・エイズ教育等への取組みを実施していますが、より専門的な知識が要求される指導内容に対しては、保健福祉事務所等、関係機関との連携を強化し、内容の充実を図ります。

【メンタルヘルス対策の充実】

心の問題を抱える子どもに対しては、カウンセラーによる相談事業に加え、専門の研修を受けた教職員がより子どもに近い立場からアドバイスをする等の支援する体制づくりの整備に努めます。

(2) 具体的支援策

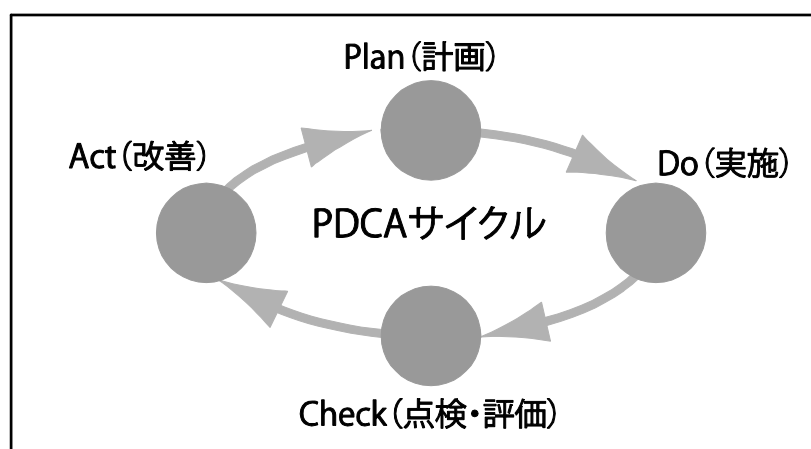
事業名	事業内容
赤ちゃんふれあい体験事業 【健康子育て課】	中学生が赤ちゃんとの触れ合いを体験することで、命の尊さを学び、親と子の関係を考え、自分自身を見つめなおす機会とする。
禁煙講演会 【健康づくり課】	市内小中学校において禁煙講演会を実施し、早期からの喫煙防止教育、子どもから親への禁煙啓発をする。
薬物乱用防止教室 【教育指導課】	各小中学校において、神奈川県「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警少年相談員等やくらし安全指導員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童生徒に啓発を行う。
秦野市立小学校における巡回教育支援相談事業 【教育指導課】	市内の各小学校に週1回配置され、児童、保護者、教職員からの学校生活等に関する相談に応じる。 ※) 中学校においては、県内の「スクールカウンセラー等配置活用事業」を活用し、臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーが、市内の各中学校に週1回配置されている。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗状況の把握

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組みが必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果を、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要なため、PDCA（Plan Do Check Act）サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

このため、市民の代表や学識者、関係団体等からなる「秦野市子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。



2 計画の見直し

計画の見直しにおいては、基本指針に基づき、教育・保育事業は、認定区分ごとの利用人数や施設の整備、地域子ども・子育て支援事業は、事業の利用状況や整備状況等について、計画の量の見込みとの乖離が著しく大きく、見直しの必要があると「秦野市子ども・子育て会議」において認められる場合は、「量の見込み」及び「確保の内容」について、見直しを行います。見直しの時期は、およそ計画期間の中間年である3年目を目安とします。